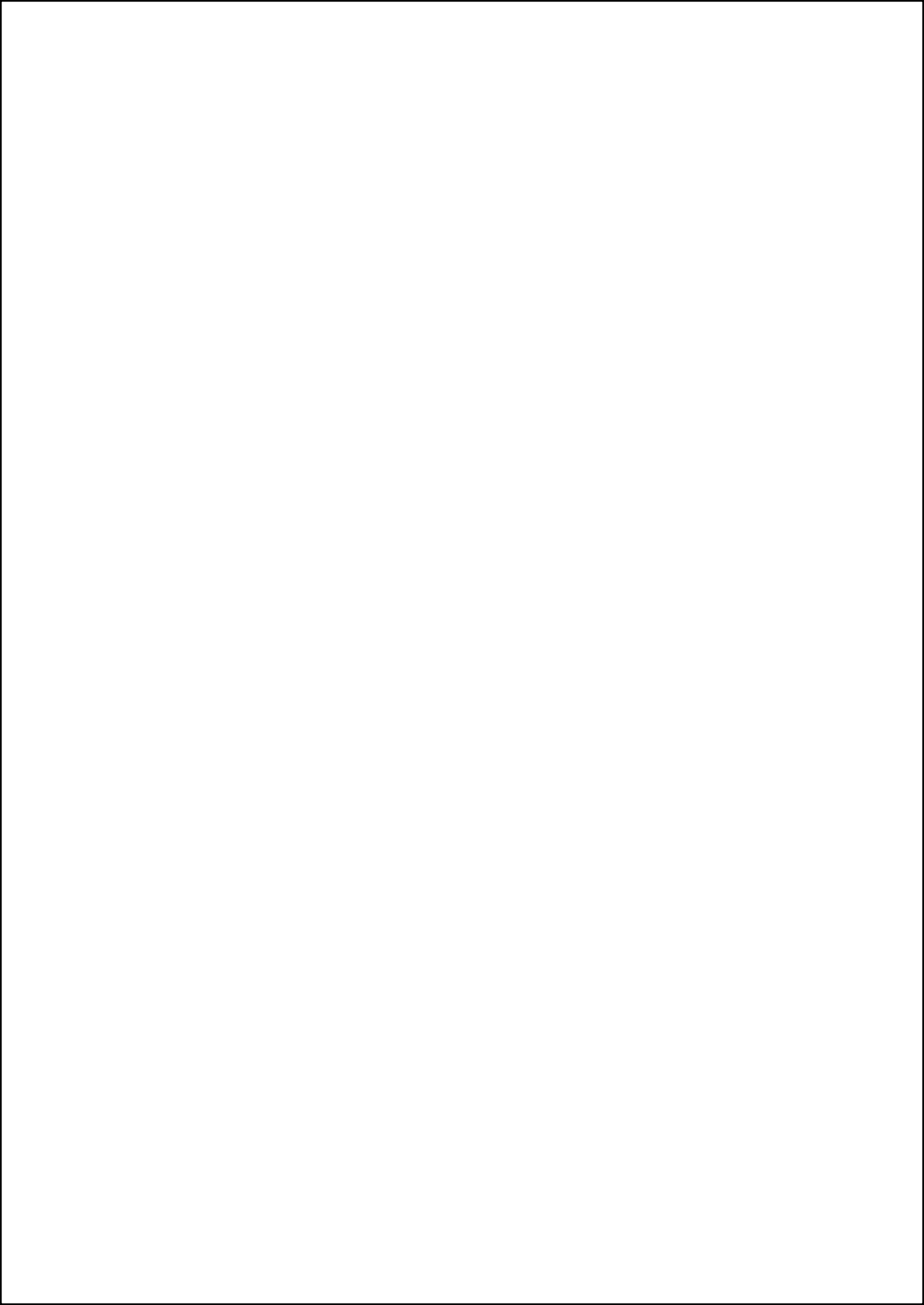


日米結婚・離婚・ 子どものための ハンドブック

2020年度改訂版



沖縄県



はじめに

このハンドブックでは、主に日本人女性とアメリカ人男性の性別の異なるカップルの結婚や離婚、家族の問題を取りあげています。

沖縄県の国際結婚・離婚には、日本国籍女性とアメリカ国籍男性との組合せの割合がとて高いという特徴があります。これは、沖縄県に広大なアメリカ軍基地があり、多くの軍人や軍属とその家族が駐留していることと関係しています。

1999年度から沖縄県において実施した「米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業」において、アメリカ人男性との結婚や離婚、子どもの養育など日本人女性が抱えている課題が明らかになり、これらの課題解決の手助けとなることを目的として2001年1月に初めてこのハンドブックが作成されました。その後、3回の改訂を経て、今回の改訂版の発行となりました。

今回の改訂では、日本とアメリカの文化や制度の違いをこれまでより詳しく紹介するとともに日本での事例、アメリカでの事例をできるだけ多く取り入れました。

このハンドブックでは、2020年現在の法律・制度などの基本的なことを記載していますが、詳細な情報は担当する窓口機関のホームページなどで確認してください。

このハンドブックが、アメリカ人との結婚や離婚を考えている方、すでに結婚や離婚をした方や子育てをなさっている方などのさまざまな疑問に答え、解決の手助けとなるよう、また、国際結婚や離婚などの相談業務に従事しておられる職員・相談員・援助者等の方々にも役立てて頂けることを願っております。

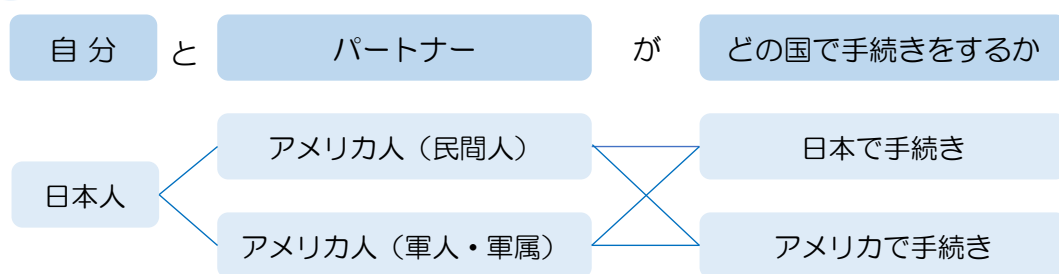
最後に、お忙しい中、このハンドブック改訂にご協力くださいました関係者・関係機関の皆さまにこの場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

2021年2月

ハンドブックの見方

このハンドブックでは、パートナーとなるアメリカ人が民間人なのか軍人・軍属なのか、手続き等しようとする国が日本なのかアメリカなのかといった組み合わせ別での対応例を紹介しています。ご自分の状況に合う頁を参考にしてください。

ハンドブック内での組み合わせの例



ハンドブック内で使用している記号について



… 日本での制度や手続きなどを紹介しています。



… アメリカでの制度や手続きなどを紹介しています。



… 気をつけるべきこと、知っておきたいことなどを紹介しています。



… 根拠となる法律などを紹介しています。

日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック

目次

はじめに 1

1 まず、知っておきたいこと

1. 国が違えばルールも違います 5
2. 日本とアメリカの制度のちがい 6
3. 社会保障番号 (Social Security Number : SSN) 7
4. 日本に住む外国人の法的な身分 8
5. 沖縄県に駐留するアメリカ軍と軍人 11
6. 日本とアメリカの年金制度 13

2 国際結婚

1. 最初にしておきたいこと 15
2. 日本人同士が日本で結婚するときの手続きイメージ 15
3. アメリカ民間人 (アメリカ軍属を含む) と日本で結婚するときの手続きイメージ 16
4. アメリカ軍人 (アメリカ国籍) と日本で結婚するときの手続きイメージ 17
5. アメリカ民間人 (アメリカ軍属を含む) とアメリカで結婚するときの手続きイメージ 18
6. 婚約者ビザ、配偶者ビザ 19
7. ビザ取得における特定米軍人への例外措置 (Military Blanket Exception) 20
8. 日本人の母親が自分の子どもを連れて結婚するとき 20
9. 婚姻後の氏 (姓) 21

3 国籍

1. 子どもの国籍 22
2. 国籍の選択 23
3. 子どもの日本国籍再取得 24
4. 帰化 (Naturalization) 25
5. 未婚の日本人の母親から生まれた子どもの国籍取得 25

4 出生後の手続き

1. 子どもが日本国内で生まれたとき 26
2. 子どもがアメリカで生まれたとき 27
3. 認知 (Paternity Acknowledgement) 29
4. 子どもの名前 29
5. 子どもの教育 30

5 国際離婚

1. 日本の離婚制度 31
2. アメリカの離婚制度 32
3. アメリカ民間人 (アメリカ軍属を含む) と日本で離婚する場合 33
4. アメリカ民間人 (アメリカ軍属を含む) とアメリカで離婚する場合 34
5. アメリカ軍人 (アメリカ国籍) と離婚する場合 35
6. 離婚後の氏 (姓) 36
7. 親権 (Child Custody) 37
8. 養育費 (Child Support) 38
9. 面会交流 (Visitation and Communication) 39

6 ハーグ条約 (Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

1. ハーグ条約の内容 40
2. 子どもの日本への返還を求める場合 41
3. 子どものアメリカへの返還を求められた場合 42
4. 子どもの面会交流 43
5. 子どもを連れて外国に移動する際の注意点 44

7 DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

1. DV被害について 45
2. DV被害に遭ったときに 46

資料

- アメリカ人男性と結婚・離婚した日本人女性の戸籍 48

相談機関などの窓口紹介

1

まず、 知っておきたいこと

1. 国が違えばルールも違います

秩序ある社会づくりのために欠かせない法は国によって内容が異なります。法的な事柄に国籍が異なる人が関わる場合は、どちらの国の法が適用されるかを確認することが必要です。

●アメリカの法について

アメリカは50の州や連邦区などからなる連邦制国家なので、各州を含むそれぞれの法域（Jurisdiction）が独自の法律で統治されています（事柄によっては連邦法、連邦憲法が適用されます）。このことから例えば、結婚できる年齢など婚姻のための要件は州によって異なります。したがってアメリカ人との国際結婚などをする場合には該当する州（相手方の法定住所（Domicile）のある州）等の法域の法律を確認する必要があります。

●「法の適用に関する通則法」について

日本には、労働契約、婚姻、養子縁組などの法的な手続き等に関して日本以外の国が関係する場合に、どの国の法律を適用するか（準拠法）をあらかじめ取り決めた法律「法の適用に関する通則法」があります。日本に居住する外国籍の人が日本で働くとき、日本人が外国籍の人と結婚するときなどには、この法律によりどの国の法が適用されるかが決められています。

例）国籍が違う人同士が結婚することを一般的に国際結婚といいます。日本人同士であれば当事者二人が役所に婚姻届を提出すれば法的な効力を持つ結婚と認められますが、国際結婚の場合「法の適用に関する通則法」によりそれぞれの国の法律や制度での手続きをしないと両方の国で認められた結婚とはなりません（詳しくは16頁を参照してください）。

大使館、領事館（総領事館）の役割

大使館、領事館（総領事館）は外交や自国民の保護を目的とする施設です。外国における自国の役所のような役割を持ち、各種証明書類（パスポート・ビザ・国籍など）の取り扱いや自国民を保護する活動を行っています。このほか、自国へ渡航したい外国人のためのビザ（査証）発行、現地にある自国企業の行政手続き、通商問題の援助なども行っています。

【日米の大使館・領事館（総領事館）所在地】

在アメリカ合衆国日本国大使館：首都ワシントン.D.C

在アメリカ合衆国日本国総領事館：アトランタ、シアトル、サンフランシスコ、シカゴ、デトロイト、デンバー、ナッシュビル、ニューヨーク、ハガツニャ、ヒューストン、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス

在日アメリカ大使館：東京都

在日アメリカ領事館（総領事館）：札幌、名古屋、大阪、福岡、沖縄

* 本ハンドブックでは本頁以降「領事館（総領事館）」を「領事館」と表記します。

* 在日アメリカ大使館・領事館のホームページでは各種情報提供を行っています。

<https://jp.usembassy.gov/ja/>

2. 日本とアメリカの制度のちがい

日本とアメリカでは、さまざまなちがいがあります。

	日本	アメリカ
国籍取得	<p>父母両系血統主義 世界のどこで生まれても日本人（父親か母親どちらか、または両方）から生まれた子は親の国籍を受け継いで日本国籍になる。</p> <p>*外国で生まれた子どもが重国籍（日本の国籍と外国の国籍を有すること）となる場合は出生から3ヶ月以内に国籍留保の届け出をしないと出生の時にさかのぼって日本国籍を失う（詳しくは22頁を参照）。</p>	<p>生地主義 親の国籍にかかわらずアメリカ国内で生まれた子はアメリカ国籍になる。</p>
重国籍	<p>認めていない (20歳前に重国籍となった場合は22歳に達する前に選択)</p>	認めている
身分の証明	戸籍制度	社会保障番号 (Social Security Number : SSN)
氏	夫婦同姓	夫婦別姓か同姓を選択できる
同性婚	認めていない	全州で認めている
配偶者の国籍	基本的に変更されない	基本的に変更されない
離婚方法	協議離婚・調停離婚・審判離婚・裁判離婚（裁判手続きでの和解等を含む）	裁判離婚
親権・監護権	単独親権（親権は大きく身上監護権、財産管理権に分かれ、身上監護権は理論上では親権とは分離可能）	原則として共同親権（親権ないし監護権の内容は概ね法的監護と身上監護に分かれる）
学校年度	4月～3月	9月上旬～6月下旬など（州等の法域ごとに異なる）
義務教育	満6歳～15歳	6歳～16歳（原則無償）など（州等の法域ごとに異なる）
交通ルールの基本	右ハンドル車 左側通行	左ハンドル車 右側通行 (米軍基地内は左側通行)

制度の他に「生活様式」「文化」「社会的ルール」などにもちがいがあります。

例) 日本では、子どもだけで留守番をさせることがありますが、アメリカでは「子どもを保護者の監督なしに放置してはいけない」という社会的ルールがあり、子どもだけでの留守番も禁止事項に含まれます。

※留守番可能な年齢を法で定めている州もあります（メリーランド州：8歳、イリノイ州：14歳など）。

3. 社会保障番号 (Social Security Number : SSN)

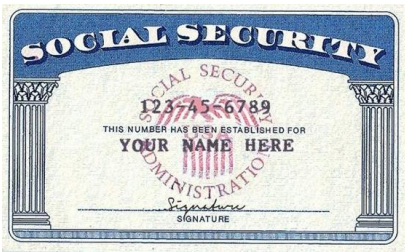
日本には戸籍、住民票（住民基本台帳制度）があり、出生から結婚、離婚、死亡までの全ての身分の変更が届けられ戸籍に記載されます。戸籍が身分事項全ての証明書となり、あらゆる行政サービスの基本となります。

一方、アメリカでは、一人ひとりに社会保障番号 (Social Security Number : SSN) があり、身分事項証明時に必要となりますが、出生証明書、婚姻証明書、離婚判決書などは個人で保管するか、必要に応じて認証済み謄本 (Certified Copy) をそれぞれの所轄官庁から取り寄せる必要があります。

● 社会保障 (Social Security) と社会保障番号 (Social Security Number : SSN)

社会保障 (Social Security) は、就労者の税金を財源として老齢年金、遺族年金、障害年金などの給付を行う連邦政府が運営する包括的保険プログラムです。

社会保障番号 (Social Security Number : SSN) は9桁の数字から成り立つ、日本でいうマイナンバーのようなもので、社会保障や納税のために一人ひとりに発行される番号です。戸籍制度のないアメリカでは個人を特定する唯一の方法として、さまざまな機関がこの番号を個人のIDとして使用しています。



ソーシャルセキュリティカードのイメージ
(アメリカ市民、永住権保持者に発行される一般的なタイプ)

* 社会保障番号 (Social Security Number : SSN) はアメリカ市民の他に就労許可を持つ移民 (駐在員、就労許可を得ている留学生を含む)、駐在員の配偶者などが取得可能で、アメリカで働く場合は必ず取得が必要です。SSNは銀行口座開設、家の契約、車の購入、運転免許証申請、クレジットカード作成など生活のあらゆる場面で必要となるので、アメリカに長期滞在する場合はアメリカ到着後すぐに最寄りのソーシャルセキュリティオフィスで申請をすると良いでしょう。

Point!

「永住権」と「アメリカ市民権」

「永住権」(「グリーンカード」とも呼ばれています。)は、アメリカ移民法により決められている移民ビザの一種で、更新することにより原則的に無制限でアメリカに滞在でき、国家の安全に関わるような一部の職種を除いては自由な就労も可能です。再入国許可証を申請せずに長期間アメリカを離れると取り消される場合があります。

「アメリカ市民権」を得ることは合衆国憲法の市民権条項に沿って帰化を申請することです。市民権が認められた場合には、日本国籍を脱し、アメリカ国民の一員となりアメリカ国籍となります。

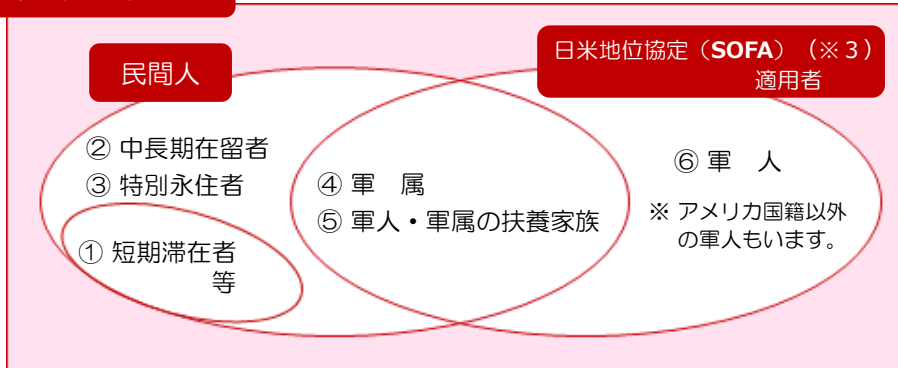
「永住権」取得後一定の期間が経過していないと申請できず、また面接試験等もあります。「アメリカ市民権」を取得した場合は、地方、国政への参加等が可能となるなどの権利を得る一方で、アメリカに忠誠を誓う等の果たすべき義務も生じます。

4. 日本に住む外国人の法的な身分

国際化社会の中、日本に居住する外国人は293万人を超え、沖縄県にも21,000人を超える外国人（令和元年末現在）が居住しています。加えて、沖縄県にはアメリカ軍基地があることから、この他にも25,000人以上の軍人、基地内で働く軍属、そして軍人・軍属の家族（平成23年6月末現在）が滞在しています。

日本に住む外国人

A図



B表

	分類	該当例	住民基本台帳制度	軍人・民間人の別	在留の根拠法等	
①		<ul style="list-style-type: none"> ・3月以下の在留期間が決定された人 ・「短期滞在」の在留資格が決定された人 ・「外交」・「公用」の在留資格が決定された人 ・在留資格が「特定活動」で、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員またはその家族 ・在留資格がない人 	適用対象外	民間人	入管法（※1）	
②	中長期在留者	留学生、技能実習生、永住者、日本人の配偶者等	適用対象		民間人	入管特例法（※2）
③	特別永住者					
④	軍属	軍に雇用されているアメリカ人	適用対象外（※4）	軍人		日米地位協定（SOFA）（※3）
⑤	軍人・軍属の扶養家族					
⑥	軍人	アメリカ陸軍、海軍、空軍、海兵隊、宇宙軍				

（※1）入管法 …… 出入国管理及び難民認定法の略

（※2）入管特例法…日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の略

（※3）「SOFA (ソファ)」は「Status of Forces Agreement（日米地位協定）」の略です。（詳細は9頁）

（※4）日本国籍保持者（アメリカ軍人と結婚した日本人妻など）は住民基本台帳への登録が可能な場合があります。

●入管法（出入国管理及び難民認定法）適用者（B表①②）

◆入国に必要なもの…「ビザ（査証）」「パスポート」

日本と査証免除協定を結んでいる国の人であれば、観光や親族・知人訪問、配偶者、商用、会合などのために短期間日本に滞在する場合のビザ（査証）は必要ありません（対象国は2020年9月末現在で68ヶ国）。

◆在留に必要なもの…「在留資格」

中長期間（90日以上）在留する場合は、日本政府から「在留カード（Residence Card）」などの交付を受けます。また、居住地を管轄する役所で住民基本台帳（住民票）への登録が必要です。

Point!

「入管法（出入国管理及び難民認定法）」では外国人を「日本の国籍を有しない者」と規定しています。外国籍から帰化して日本国籍となった人は国籍から見ると「日本人」となります。

●日米地位協定（SOFA : Status of Forces Agreement）適用者（B表④⑤⑥）

アメリカ軍関係者は日米地位協定（SOFA）上の身分を持ち、日本政府の管理を受けません。

◆軍人：現役（Active Duty）

◆軍属：教育や行政分野のアメリカ国家公務員（GS : General Schedule）

軍に雇用されているアメリカ民間人、

軍と契約している民間会社に雇用されているアメリカ民間人（Contractor）

※ 軍属はアメリカ本国採用か現地採用かで給与等の待遇が異なります。

※ GSとContractorを合わせて「Civilian（シビリアン）」と呼ぶこともあります。

◆軍人・軍属の扶養家族（Dependent）

日米地位協定（SOFA : Status of Forces Agreement）について

- 1960年に日米安全保障条約（Security Treaty Between the United States and Japan）が結ばれたときに国会で承認された28条からなる協定で、正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」といいます。

- 日米地位協定（SOFA）では、アメリカ軍に対する施設・区域の提供手続、我が国に駐留するアメリカ軍やこれに属する軍人・軍属、更にはそれらの家族に関し、出入国や租税、犯罪が起きた際の対応など幅広い内容を定めています。

●退役した軍人・軍属（Retired）の法的身分等について

軍人・軍属が軍の所属を離れた場合は日米地位協定（SOFA）適用者ではなくなり、日本に住むためには、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署での在留資格取得許可申請、住民基本台帳への登録が必要です。

20年以上軍人や軍属を勤め上げた軍人・軍属（Retired）は年金受給資格者となり、IDカードの取得及び基地内施設利用ができます。それ以前に軍を辞めた場合は、「除隊（Discharged）」で「退役（Retired）」とは異なります。

Point!

日米地位協定適用者（以下、「SOFA適用者」という）と結婚した日本人の軍雇用について

軍人・軍属（SOFA適用者）と結婚すると、SOFA適用者の家族となるため「MLC（Master Labor Contract）基本労務契約」には応募できません。「IHA（Indirect Hire Agreement）諸機関労務契約」には応募可能ですが、SOFA適用者の家族ということから雇用は難しいようです。

MLCの例…会計事務職・重車両運転手・エンジニアリング専門職・警備員
消防士など

IHAの例…販売員・コック・ウェ이터・ウェイトレス・カウンターアテ
ンダントなど

ただし、基地内で雇用されている人が軍人・軍属と結婚することで職を失うことはありません。詳細は「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）」（※）沖縄支部管理課まで（TEL:098-921-5532）

※ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

日米安全保障条約に基づき我が国に所在する在日米軍施設で働く駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び厚生に関する業務を行うことにより駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的としている行政執行法人



5. 沖縄県に駐留するアメリカ軍と軍人

●沖縄県に駐留する軍人等について

沖縄県には、アメリカ陸軍、空軍、海軍、海兵隊の軍人・軍属とその家族が駐留しています。また、2020年9月より、宇宙軍部隊も創設されました。

具体的な人数は公表されていませんが、平成23年6月末の調べでは、駐留する軍人総数約25,800人のうち約6割が実働部隊とされる海兵隊員です。駐留期間は数年間とされていますが、有事の際などにはこの期間に関わらず異動命令が出ることもあります。

●アメリカ軍の施設について

沖縄県には30を超えるアメリカ軍専用施設（兵舎、飛行場、港湾、演習場、倉庫、通信など）があります。

沖縄県内にある軍別の主な施設

空 軍…嘉手納飛行場（Kadena Air Base/嘉手納町、沖縄市ほか）

海 軍…キャンプシールドズ（Camp Shields/沖縄市）

陸 軍…トリイ通信施設（Torii Communication Station/読谷村）

海兵隊…普天間飛行場（Marine Corps Futenma Air Station/宜野湾市）

キャンプ・バトラー（en:Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler）

*キャンプ・バトラーは在沖アメリカ海兵隊基地および海兵隊施設を統括する組織の名称で所属基地は以下の通りです。

キャンプフォスター/瑞慶覧（Camp Foster/北谷町、北中城村、宜野湾市ほか）

キャンプ・シュワブ（Camp Schwab/名護市、宜野座村）

キャンプ・ハンセン（Camp Hansen/金武町ほか）

キャンプ・コートニー（Camp Courtney/うるま市）など

●軍の階級について

アメリカ軍には階級があり、これにより上下関係、指揮系統などが決められます。大きくは「士官（Officer）」「准士官（Warrant Officer）」「下士官・兵（Non-commissioned officer）」の3つに分かれますが、軍によって更に細かく階級が分類されています。これをもとに給与等級が決定され、さらに勤続年数を加味することで基本給が決められています。

例）海兵隊の場合

	階級（NATO（※）階級符号）	給与等級（pay grade）
士官	OF-1 ~ OF-9	O-1 ~ O-10
准士官	WO-1 ~ WO-5	W-1 ~ W-5
下士官・兵	OR-1 ~ OR-9	E-1 ~ E-9

（※）NATO（North Atlantic Treaty Organization）＝北大西洋条約機構

●ミリタリー I D (Military I D) について

米軍基地内に入る時や基地内の施設（お店、病院、銀行等）を利用するには I D が必要です。I D は大きくミリタリー I D と従業員 I D とに分かれますが、法律相談等のサービスを受けることができるのは、ミリタリー I D ホルダー（I D 保持者）のみです。

ミリタリー I D の分類例

- Active Duty ID = 現在アメリカ軍に勤務している人の I D
- Retired ID = アメリカ軍をリタイヤした人の I D
- Guard/Reserve ID = 州兵及び予備兵の I D
- Dependent ID = 上記の配偶者（Spouse : SP）子ども（Child : CH）等の I D

Point!

- 軍人・軍属と結婚した場合、基地内で必要な手続きを経て「Dependent ID」の取得が可能です。パスポートと併せて I D カード上の名前の表記をどのようにするか予め考えておきましょう（名前の表記については21頁を参照してください）。
- ミリタリー I D 保持者は、基地内の設備利用の他に、子育て・虐待・DVなどに関する家族支援プログラム（Family Advocacy Program : ファミリーアドボカシー プログラム）を利用することができます。また、所属軍に関わらず日本人通訳士がいる空軍の法務部（Legal office）への相談もできます（連絡先等については35、57頁を参照してください）。

●アメリカ軍人・軍属の私有車両ナンバー等について

アメリカ軍が所有する車両は公用車両として日本の法による車両登録手続きは必要ありませんが、軍人・軍属の私有車両は日本の法令で定められた登録及び車両検査が必要です。こうした車両はナンバープレートのひらがなの位置に「Y」「T」「A」といった英文字が入るため、「Yナンバー」と呼ばれることもあります。

ナンバーの例：「Y」を使用する車両 … 日本国内で調達された私有車両
「T」を使用する車両 … 本国から持ち込んだ私有車両
「A」を使用する車両 … オートバイ・軽自動車

アメリカ軍人は、軍から発行される車両操縦許可証等があれば、国際運転免許証を取得することなく私有車両で日本の公道を走行することが可能です。また、日本人配偶者が「Yナンバー」を運転する場合、日本の公道は日本の運転免許証で走行できますが、基地内を走行する場合は軍から許可証を発行してもらう必要があります。

6. 日本とアメリカの年金制度

●日本の年金制度－国民年金（Pension）

日本の公的年金には、国民年金と厚生年金があり、その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入して年金を支払う義務があります。日本に住んでいる外国籍の人も支払う義務があり、また、将来年金を受け取る権利もあります。老齢基礎年金の場合、将来年金を受け取るための加入期間（受給資格期間）は10年です。

結婚して外国に住んでいる20歳から65歳の日本国籍の人は、日本国内における最後の居住地を管轄する年金事務所、あるいは市区町村窓口で手続きをすれば国民年金に任意加入することができます。

詳しくは日本年金機構のホームページで確認してください。

社会保障協定について

一定期間を日本で過ごした外国籍の人が母国に戻る場合などに「年金の二重加入」と「年金受給資格の問題」を解消するために、日本は各国と「社会保障協定」を結んでいます。

これにより、一定の要件を満たせば「脱退一時金」の請求、また、加入すべき制度及び支払った通算期間を二国間で調整できる場合があります。これは、日本から外国に赴任する日本人にとっても必要な協定です。



●アメリカの年金制度（Social Security Benefit）

アメリカの公的年金（ソーシャルセキュリティ）は連邦政府の独立機関である社会保障局によって運営されていて、就労者の社会保障税を財源として老齢年金、遺族年金、障害年金（OASDI : Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）等の給付を行います。

年金は、受給資格のある勤労者本人だけではなく、勤労者本人と10年以上婚姻関係にあった配偶者も受け取る資格があります（Spousal Benefits）。また、離婚した配偶者も、10年以上の婚姻関係があり再婚していなければ、年金を受ける資格が維持されます。

アメリカ人の夫の年金がどうなっているのか、妻も受給できるのか、そのために必要な手続きなどを、アメリカ人の夫がきちんと調べることが大切です。

アメリカ軍人と結婚した場合

アメリカ軍内には、配偶者に対する扶養としてではなく、財産分与として軍の退役年金制度があります。結婚年数などにより事情が異なりますので、軍内の機関で確認しましょう。詳細はアメリカ軍、またはアメリカ領事館等に問い合わせてください。

例) 結婚20年の夫婦で夫が20年間海兵隊として勤務していた場合

- 配偶者は50%の割合で年金を受けることができます。
- 年金受給要件…支給開始年齢66歳（62歳以上は早期受給可）



2

国際結婚

日本人同士が結婚する場合は、当事者双方が日本の法律によって届けを出せば法的な効力を持つ結婚と認められますが、国際結婚では、妻と夫のどちらの国においても結婚を成立させることが必要です。一方の国で成立したからといって、相手の国に自動的に連絡が行くことはありません。どちらの国に対しても定められた方法で手続きが必要です。

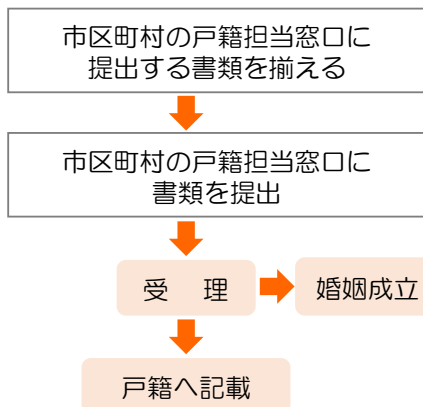
1. 最初にしておきたいこと

「国が違えば文化が違う」と言いますが、外国籍の人と結婚する時には、事前にお互いの国（アメリカ人であれば出身州）の制度などについて理解を深めたり、子育てや宗教などを含む生活全般でお互いを尊重しながら暮らしていけるかなどについて考えてみることも大切です。結婚生活が万が一うまくいかなかった場合、アメリカの離婚制度は日本とは大きく異なるため、双方の国で離婚を成立させることが非常に困難なケースもあります。

2. 日本人同士が日本で結婚するときの手続きイメージ

届出書を作成し、市区町村役場に提出します。本人確認の書類が必要となります。届出用紙は役所で入手できます。

【手続きの流れ】



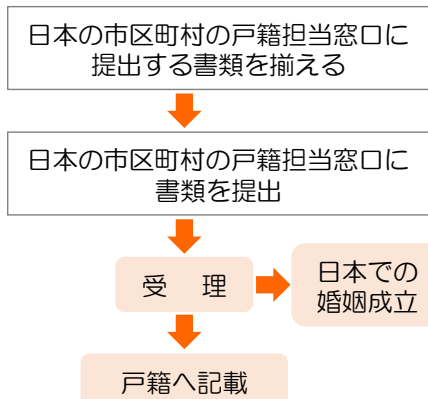
提出書類：婚姻届
必要書類：戸籍謄本、本人確認書類（免許証等）

- 婚姻届には、成年の証人2名の署名押印が必要
- 婚姻後の夫婦の氏の選択が必要
- 婚姻後の本籍地の届け出が必要

3. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）と日本で結婚するときの手続きイメージ

日本の役所に婚姻届を出し、その後、相手国（在日大使館・領事館）に届け出する方法

【手続きの流れ】



提出書類：婚姻届

必要書類：

日本国籍者—戸籍謄本、本人確認書類（免許証、パスポート等）

*氏を変える場合は一緒に届け出が可能ですが
アメリカ国籍者—婚姻要件具備証明書または
宣誓書等（※）及び
その日本語訳、本人確認書類
（パスポート、在留カード等）

*出生証明書原本が必要となる場合もあります。

役所で「婚姻届受理証明書」を発行してもらおう

・婚姻の証明書となります。

・アメリカ国籍者が国外で結婚した場合、アメリカ政府が結婚の証明書を発行することはありません。

* 外国の法律に則って行われた婚姻手続きは通常アメリカ国内でも法的に有効とみなされます（有効であることを立証する手段等は州毎の司法長官によります）。

* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ「アメリカ市民サービス-子どもと家族-結婚」

<https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/child-and-family-matters-ja/marriage-ja/>

* 事前に日本の役所の戸籍担当職員や在日大使館等に必要書類等の確認をしてください。

* 将来、婚姻記録を取得するには婚姻届けを提出した役所に直接連絡を取るようになるため届け出をした役所名、住所は控えておいてください。

（※）婚姻要件具備証明書、宣誓書などについて

日本人が結婚するためには、結婚できる年齢に達していること（2021年1月現在、男18歳女16歳）、重婚でないこと、再婚禁止期間ではないこと、近親者間の婚姻でないことなどの満たすべき要件がありますが、こうした要件は各国にあり、その内容は国によって異なります。

外国人が日本で結婚する時には、自国の法律が定めている要件を満たしていることを証明するための書類が必要となります。この書類は「婚姻要件具備証明書」と呼ばれますが、アメリカ人が在日公館の領事等の前で州法の婚姻要件を満たしていることを宣誓し、それを承認して発行してもらう「宣誓書」など、「婚姻要件具備証明書」に代わる書類を使用することも可能です。また、こうした書類は通常、日本語訳が必要となります。

Tips!

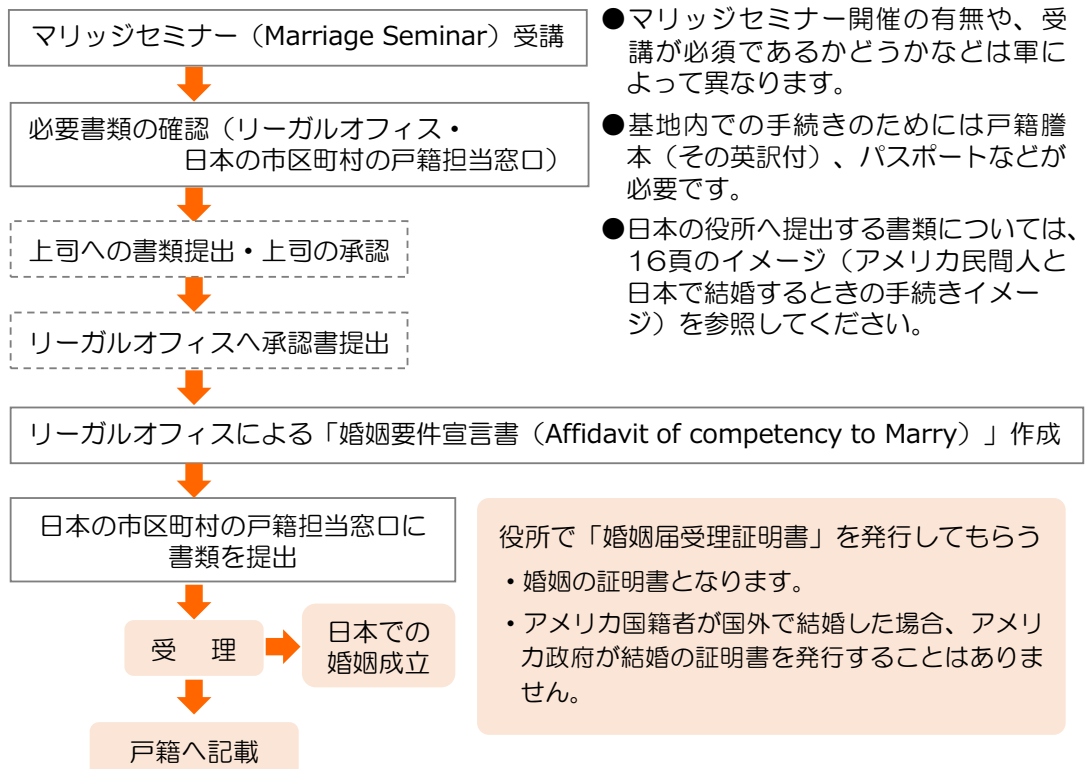
- 「法の適用に関する通則法」では「婚姻の成立要件（何歳より結婚できるかなど）」については各当事者の本国法に従い、「婚姻が有効に成立するための方法（教会での挙式が必要か、それとも役所に届けるのみでよいかなど）」については婚姻を挙げる場所の法もしくは当事者のどちらかの本国法としていますが、日本で結婚する時に当事者のどちらかが日本人であれば日本法が準拠法となります。
- 最初に相手国の在日大使館または領事館で届け出をし、その後日本の役所に届け出をする結婚方式（外交婚）もあります。

4. アメリカ軍人（アメリカ国籍）と日本で結婚するときの手続きイメージ

アメリカ民間人と結婚する時にはアメリカ大使館/領事館を通して手続きを行います。アメリカ軍人と結婚するときは、日本の役所への届け出の他に、軍の法務部（Legal office：リーガルオフィス）での手続きが必要となります。

また、所属する軍ごとに定められた方法があるため事前に確認してください。アメリカ軍人との基地（base：ベース）内での結婚手続きは永住ビザの審査も兼ねているため、通常の国際結婚以上に細かい情報を求められ、ビザ健康診断指定医療機関での身体検査、歯の検査なども必要となります。このため全ての手続きが終了するまでには数か月を要します。

【手続きの流れ】※ 所属軍を特定していないため、実際の手続きとは異なる場合があります。



* 外国の法律に則って行われた婚姻手続きは通常アメリカ国内でも法的に有効とみなされます。（有効であることを立証する手段等は州毎の司法長官によります。）

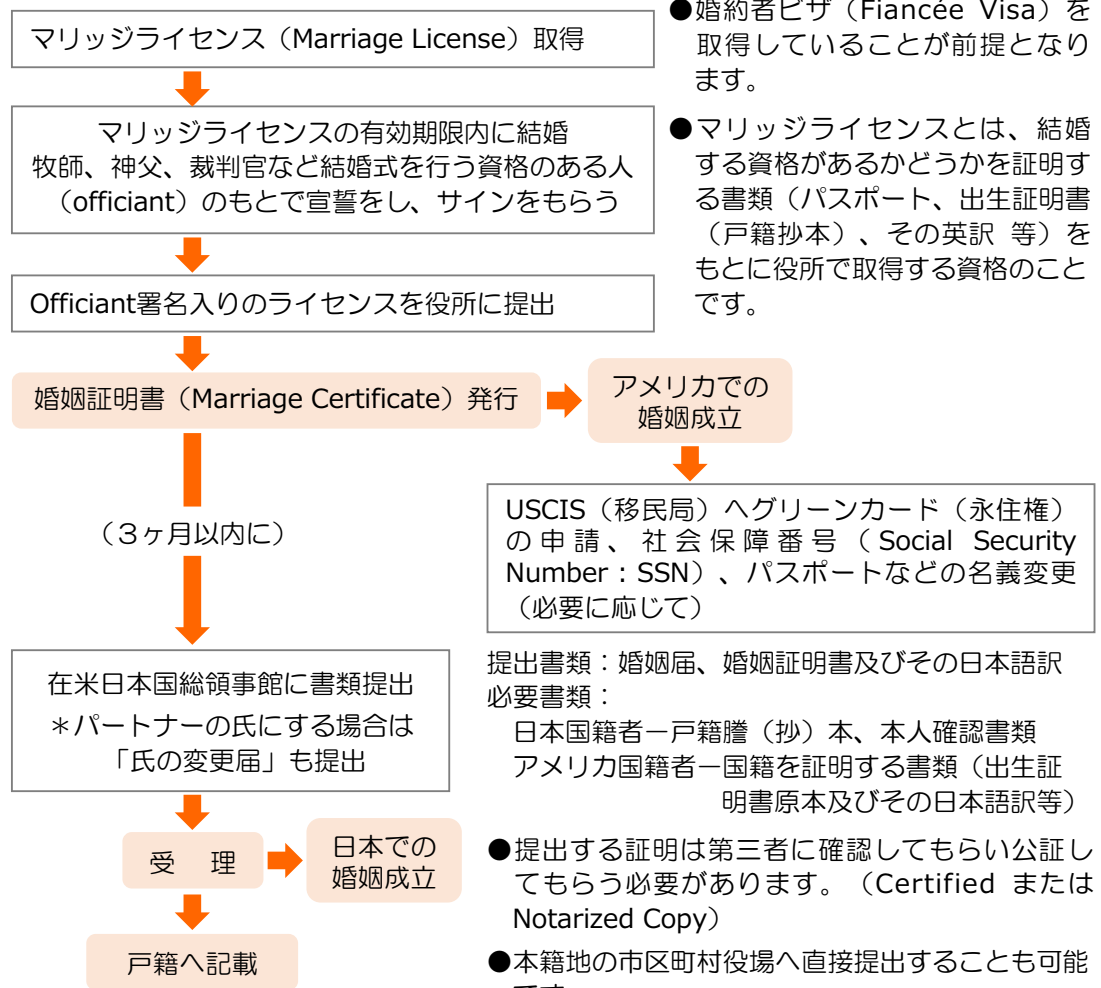
リーガルオフィスに「婚姻届受理証明書（その英訳付）」を提出

ミリタリーID発行依頼
所属軍によって依頼先が異なります。詳細はリーガルオフィスに確認してください。

5. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）とアメリカで結婚するときの手続きイメージ

アメリカ方式で結婚する場合の基本的な手続きイメージを紹介しますが、必要な手続き、書類については事前に管轄する州や在米日本領事館などに確認してください。

【手続きの流れ】



●婚約者ビザ (Fiancée Visa) を取得していることが前提となります。

●マリッジライセンスとは、結婚する資格があるかどうかを証明する書類 (パスポート、出生証明書 (戸籍抄本)、その英訳等) をもとに役所で取得する資格のことです。

USCIS (移民局)へグリーンカード (永住権) の申請、社会保障番号 (Social Security Number : SSN)、パスポートなどの名義変更 (必要に応じて)

提出書類：婚姻届、婚姻証明書及びその日本語訳
必要書類：

日本国籍者—戸籍謄 (抄) 本、本人確認書類
アメリカ国籍者—国籍を証明する書類 (出生証明書原本及びその日本語訳等)

●提出する証明は第三者に確認してもらい公証してもらう必要があります。(Certified または Notarized Copy)

●本籍地の市区町村役場へ直接提出することも可能です。

●3ヶ月を超えて申請する場合は「遅延理由書」が必要です。

* アメリカ軍人とアメリカで結婚する場合の手続きは所属軍で確認してください。

これからの人生を一緒に歩む人のことを知っていますか？

- ✓フルネーム (愛称で呼んでいませんか?)
- ✓出身州
- ✓生年月日
- ✓社会保障番号 (Social Security Number:SSN)

6. 婚約者ビザ、配偶者ビザ

アメリカ国籍者と結婚後にアメリカでの永住を希望する場合は「婚約者ビザ (Fiancée Visa)」または「配偶者ビザ (Spouse Visa)」が必要です。大まかな流れを紹介しますが詳細はアメリカ大使館または領事館で確認してください。

【アメリカの関係機関】

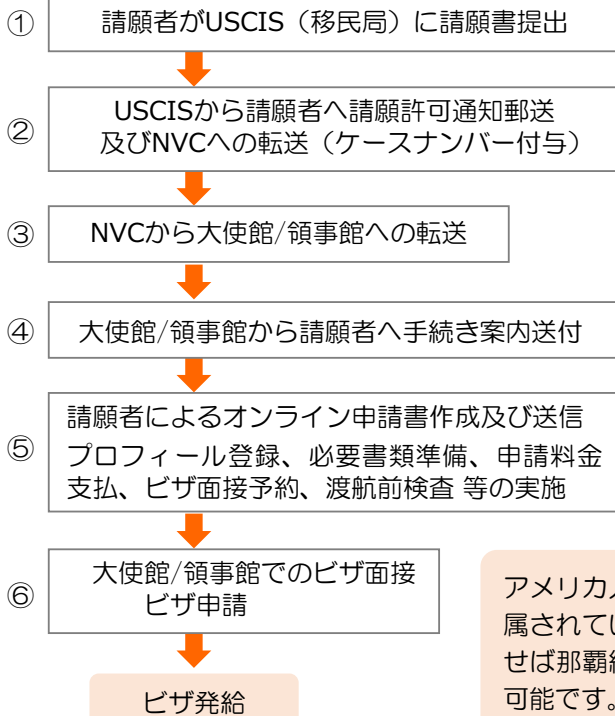
USCIS : United States Citizenship and Immigration Service (アメリカ移民局)

NVC : National Visa Center (ナショナルビザセンター)

【日本での関係機関】

在日アメリカ大使館・領事館

【手続きの流れ】



- USCIS (移民局) ホームページより申請書フォーマットのダウンロード、必要書類、提出方法等の確認を行ってください。(婚約者ビザの場合「I-129F」、配偶者ビザは「I-130」)
- 21歳未満の未婚の子どもは親のビザ申請書に基づく資格を受けることができ、親の申請時に、あるいは後から申請することも可能です。
- 二人の関係を証明できない等の事態があれば、ビザが却下されます。

アメリカ人配偶者が在沖アメリカ軍基地に配属されている軍人である場合は、資格を満たせば那覇総領事館で書類を受け付けることが可能です。

Point!

婚約者ビザ (Fiancée Visa) 取得後はビザの有効期限内にアメリカに入国し、渡米から90日以内に結婚します。結婚手続きについては18頁を参照してください。

注！ 観光目的でアメリカに入国し、結婚後に居住しようとした場合は後の手続きが煩雑になります。

* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ「ビザサービス-よくある質問一覧-婚約者 (K) ビザ」
<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/faq-list-ja/k-visas-ja/>

* 在沖アメリカ総領事館ホームページ
<https://jp.usembassy.gov/ja/embassy-consulates-ja/naha-ja/>

7. ビザ取得における特定米軍人への例外措置 (Military Blanket Exception)

在日米軍基地に配属されている軍人が最近親者（親子など）のために請願書を出す場合は、資格を満たせばUSCIS（移民局）ではなく、在日アメリカ大使館/領事館への請願が可能です。（19頁の「手続きの流れ」の①②が大使館/領事館で行えます。）

詳細は在日アメリカ大使館/領事館、軍の法務部（Legal office：リーガルオフィス）などで確認してください。

8. 日本人の母親が自分の子どもを連れて結婚するとき

子どもを連れて結婚する場合、母親が結婚しても、子どもと結婚相手が自動的に法律上の親子になるわけではありません。結婚相手と子どもが法律上の親子になるには、「養子縁組」をする必要があります。養子縁組の要件として、実父（Biological Father）（未婚の母の子であっても認知をしていれば実父）の文書による同意や家庭裁判所の許可が要求される場合もあります。

養子縁組がなされると、子どもが未成年者の場合、実母と養父は同等の親権者になります。その後、夫婦が離婚することになった場合でも、子どもと結婚相手の親子関係は継続します。もし親子関係を無くしたいときは、「離縁」をして養子縁組を解消する必要がありますが、欧米では子どもの福祉を守る観点から「離縁」の制度自体がないことが多いので注意が必要です。

「離縁」をしない場合、結婚相手は継続して子どもの親であるため、離婚の際に養父である結婚相手が親権者になる可能性もあります。また、相手の同意なしで国外に連れ出すことが刑罰の対象となる場合もあります（詳しくはハーグ条約頁（40頁）を参照してください）。

Tips!

- 「法の適用に関する通則法」では、養子縁組は結婚相手の本国法（結婚相手が国籍を有する国の法律、アメリカ人の場合は州法）によって行うとしています。離縁についても結婚相手の本国法によりますが、離縁制度そのものがない国及び州もあるため、養子縁組をするかどうかは結婚生活の経過をみながら判断するなど慎重な対応が必要です。
- 子どもがアメリカで一緒に暮らす場合は、子どものビザの申請が必要です。子どもの年齢などに応じて申請するビザの種類、取得までの期間などが変わってくるため、詳細はアメリカ大使館または領事館などで確認してください。

9. 婚姻後の氏（姓）

日本では、法的に夫婦同姓が原則とされていますが、外国人と婚姻した場合、日本人の氏は変わらず夫婦別姓となります。外国籍の相手の氏を名乗る場合は、戸籍上の氏を変える方法と戸籍上の氏を変えない方法があります。

● 戸籍上の氏を変える

婚姻届と同時に、もしくは6か月以内であれば市区町村担当窓口へ「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出します。変更後の氏がカタカナで記載された新しい戸籍が編成されます。例えば、「那覇和子」が「ジョン・リー・スミス」と結婚して届け出をした場合「スミス和子」となります。6か月経過後は家庭裁判所の許可が必要になります。

また、子どもがいる場合、子どもは親の今までの戸籍に残ったままとなるため、「入籍届」を提出し親の新しい戸籍に入れることで子どもの氏は親と同じ氏となります。

● 戸籍上の氏は変えない

「氏の変更」の手続きをせずに、日本の氏とアメリカの氏を使い分けたり、日本の氏をミドルネームのように使い、両方の氏を並べて使ったりすることもできます。子どもの氏も同じようにできます。

例えば、「那覇和子」が「ジョン・リー・スミス」と結婚した場合、氏の「那覇」を中間名（Middle Name）のように使います。アメリカのIDカード類には「SMITH, Kazuko Naha」と記載され、日本のパスポートは取得時に英語の「結婚証明書」を示すことにより「那覇和子（SMITH）」と記載され、社会生活上「ミセス・スミス」や「スミス和子」が通称として使えます。

日本側ではこれまで通り「那覇和子」ですので、これまで取得した免許状や資格証、印鑑もそのまま使えますし、「那覇和子」と「スミス和子」を場面によって使い分けることができ便利です。



日本パスポートの外国式氏名表記について

パスポートの氏名は戸籍上の氏名を「ヘボン式ローマ字」で記載することが原則ですが、申請者の便宜上必要と判断された場合は、非ヘボン式での氏名記載、カッコ書きによる別名併記が可能です。

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① スミス 花子さんのヘボン式ローマ字表記 | 氏：SUMISU
名：HANAKO |
| ② 戸籍上の外国人配偶者の氏を外国式の綴り（非ヘボン式）で表記する
戸籍上の氏をスミスにしたスミス 花子さんの場合 | 氏：SMITH
名：HANAKO |
| ③ 国際結婚、重国籍等の理由で、戸籍に記載のない外国式の氏名を併記する
ジョンソンさんと結婚して
戸籍上の氏を変更しなかった宮城 桃子さんの場合 | 氏：MIYAGI (JOHNSON)
名：MOMOKO |
| ④ 重国籍で戸籍には日本名が記載されているが、
アメリカパスポートには外国のミドルネーム
（アシュリー）が記載されている鈴木 淳子さんの場合 | 氏：SUZUKI
名：JUNKO (ASHLEY) |

※ 外国式氏名表記または併記を希望する場合は、「アメリカ出生証明書」「婚姻証明書」「グリーンカード」の呈示、婚姻の事実が載った戸籍謄本（抄本）の提出等が必要です。詳しくはパスポート申請窓口、在米日本大使館、領事館に確認してください。

3

国籍

(国籍=Nationality、

アメリカではCitizenship=市民権も国籍の意味で使われる)

1. 子どもの国籍

国籍とは、国の構成員であるための資格で、誰がその資格をもてるかはそれぞれの国で異なります。日本では、国籍法で日本国籍の取得及び喪失の原因を定めています。

国籍は結婚、離婚、養子縁組によって変わることは基本的にありませんが、異なる国籍を持つ両親の間に生まれた子どもの国籍は、出生国の法律、両親の国籍及びその国籍法、両親の婚姻状況などにより大きく変わってきます。

日 本	父母両系血統主義	アメリカ	生地主義
<ul style="list-style-type: none"> 世界のどこで生まれても日本人（父親が母親どちらか、または両方）から生まれた子は親の国籍を受け継いで日本国籍となります。 外国で生まれた子どもが重国籍（日本の国籍と外国の国籍を有すること）となる場合は出生から3ヶ月以内に国籍留保の届け出をしないと出生の時にさかのぼって日本国籍を失います。 		<ul style="list-style-type: none"> 親の国籍にかかわらずアメリカ国内で生まれた子はアメリカ国籍となります。 アメリカ国外で生まれた子どものアメリカ国籍取得は、父母の双方または一方がアメリカ人であるかどうか、アメリカ人の親の本国での居住年数、子どもが出生した年、嫡出子であるかどうかなどで異なります。 	



日本で出産、母親が日本国籍、父親がアメリカ国籍の場合

- ①日本の国籍法は父母両系血統主義であるため、母親から日本の国籍を継承できる。
- ②アメリカ国籍取得に関する法律では、アメリカ人である父親のアメリカでの居住年数、子どもの出生年、嫡出子であるか否かなどで要件が異なるとしており、要件を満たせばアメリカ国籍が取得できる。
- ③市区町村担当窓口での所定手続きで日本国籍を、アメリカ大使館・領事館での所定手続きでアメリカ国籍を取得でき、子どもは重国籍となる（父親が②の条件を満たしていなければ日本国籍のみ）。

* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ

「アメリカ市民サービス」- 「国籍関係」- 「出生による米国籍の取得」 <https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/citizenship-services-ja/acquisition-american-citizenship-ja/>



アメリカで出産、母親が日本国籍、父親がアメリカ国籍の場合

- ①アメリカは生地主義なので、アメリカ国籍を取得できる。
- ②日本の国籍法は父母両系血統主義であるため、母親から日本の国籍を継承できる。
- ③適用される州法にそって所定の手続きを行えばアメリカ国籍取得となる。
- ④出生の日から3ヶ月以内に日本国大使館、総領事館、あるいは本籍地の市区町村担当窓口「出生届」と「国籍留保の届出（日本国籍を留保する意思表示）」を提出する。
※ 「国籍留保の届出」を行わないと、生まれた時にさかのぼって日本の国籍を失います。日本国籍を再度取得するためには「日本国籍再取得」や「帰化」の手続きをしなければなりません。
- ⑤日本では重国籍を認めていないため、22歳までにいずれかひとつの国籍を選択する。

2. 国籍の選択

日本では重国籍を認めていないため、日本の国籍と外国の国籍を有する人（重国籍者）は、一定の期限までにいずれかの国籍を選択する必要があります。

日本国籍を選択する場合は、市区町村担当窓口、国外にいる場合は日本国大使館または領事館に「（日本）国籍の選択届」を出します。期限が過ぎてしまった場合には日本の国籍を失う場合があるので注意が必要です。

国籍の選択をすべき期限

- 20歳に達する以前に重国籍となった場合 → 22歳に達するまで
- 20歳に達した後に重国籍となった場合 → 重国籍となった時から2年以内

Tips!

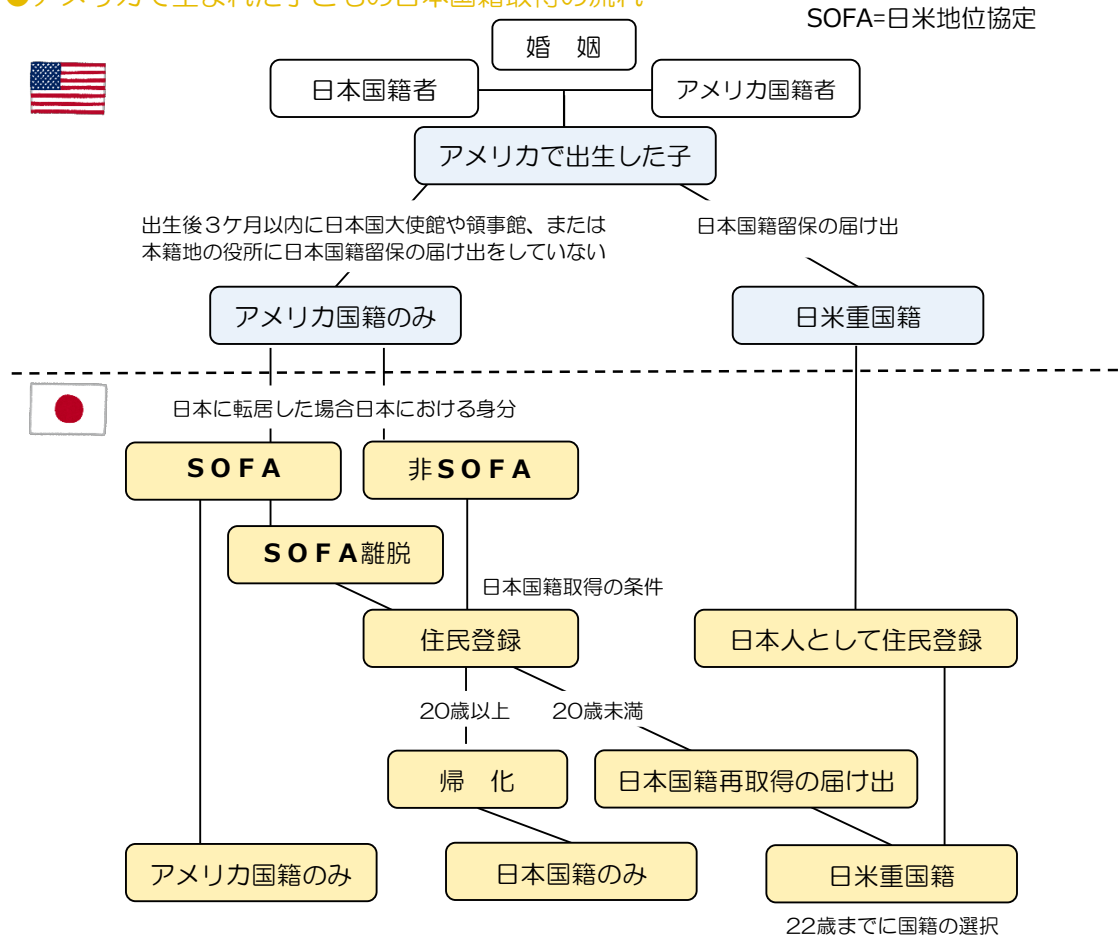
- この届けにより日本国籍選択の宣言をした場合でも、自動的にアメリカ国籍を失うわけではありません。アメリカは重国籍を認めており、パスポートを更新することでアメリカ国籍を維持することができます。
- 国籍法の条文（16条1項）では国籍選択に関連し外国籍については「離脱に努めなければならない」となっているため、外国籍放棄は義務というよりは努力義務とのとらえ方をされる場合が多いようです。



3. 子どもの日本国籍再取得

国籍の留保をせずに子どもが日本国籍を失った場合は、法務大臣に届け出ることなどによって日本国籍の再取得が可能となります。ただし、日本に住所があることなどが条件となるため、軍人・軍属の子どもの場合は確認が必要です。

●アメリカで生まれた子どもの日本国籍取得の流れ



●日本国籍再取得に必要なとされる条件

(1) 外国籍の子どもが日本に居住している（住民登録している）

→SOFA適用者は日本での住民登録ができません。アメリカ軍人・軍属・家族は、日本ではSOFAとなるため、アメリカ国籍しかない子どももSOFA適用者となります。子どもが住民登録するには親のSOFA離脱が必要です。また子どもひとりでは離脱できません。

(2) 15歳未満の場合、法定代理人が法務局に出頭

→ここでの法定代理人は親権者です。共同親権の場合、父母ともに法務局に向いての続きが必要です。離婚等で日本人母親単独親権の場合は母親ひとりで手続きが可能です。

4. 帰化 (Naturalization)

外国人が法律上日本人になることを「帰化」と言いますが、それぞれの事情で帰化の条件が異なります。もともと日本人の場合、親が日本人である場合は帰化の条件が緩和されます。

国籍の留保をせずに子どもが日本国籍を失った場合、届け出の時に20歳以上で、日本に住所を有するときは帰化の手続きを行います。子どもの住所を管轄する法務局または地方法務局で相談してください。

5. 未婚の日本人の母親から生まれた子どもの国籍取得



アメリカ人男性と日本人女性が結婚しないで子どもが生まれた場合でも、母親が日本国民であることにより日本国籍を継承できます。

その子どもがアメリカ国籍を取得するためには、アメリカ人の父親が手続きをする必要があります。父親の出身州の法律の規定によって、必要な手続きが異なる場合がありますので、アメリカ大使館または領事館に問い合わせてください。

※ 自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う原因となります。(国籍法第11条より)



アメリカ国内で出産した場合はアメリカ国籍取得が可能です。(生地主義)
日本国籍取得については、22頁を参照してください。

Tips!

「法の適用に関する通則法」では、結婚していない両親と親子関係になるかどうかは、父との関係では父の本国法、母との関係では母の本国法をみるとしています。それぞれの国の法律で「嫡出(ちやくしゅつ)でない子(※)」として親子関係となることが認められれば、父母それぞれにつき嫡出でない子となります。

(※) 嫡出でない子…法律上で婚姻関係を結んでいない男女の間に生まれた子どものこと。
婚姻関係を結んでいる夫婦の間に生まれた子どもを嫡出子(ちやくしゅつし)といいます。

4

出生後の手続き

国際結婚の場合、子どもが日本国内・国外のどこで生まれても両親のそれぞれの国が定める出生届を提出します。

1. 子どもが日本国内で生まれたとき

●日本側への手続き

日本人同士の間で生まれた子どもの出生届と同様です。

提出書類：出生届

提出先：市区町村の担当窓口

期限：生まれた日から14日以内

アメリカを含む外国では、子どもの「出生証明書」の提出を求められることが多くありますが、戸籍が出生の証明になるということが理解されにくいいため、役所で出生届を提出後「出生届受理証明書」を取得し、保管しておきましょう。

●アメリカ側への手続き

アメリカ国外で生まれた子どもがアメリカ国籍を取得するには、アメリカ人である親の居住要件（アメリカでの居住期間が5年以上、そのうち2年は14歳以降）、子どもの出生年、子どもが嫡出子であるか否かなどで異なるため、出生や国籍取得の手続きについてはアメリカ大使館や領事館で確認してください。

また、社会保障番号（Social Security Number:SSN）取得の申請も必要となります。

2. 子どもがアメリカで生まれたとき

●アメリカ側への手続き

その州の方法により行いますが、出産した病院で必要書類の提出をすることが可能です。書類提出に基づき発行された出生証明書（Birth Certificate）、SSN（Social Security Number）カードは後日郵送で受け取ります。

●日本側への手続き

提出種類：出生届（日本国籍留保の届け出）

必要書類：出生証明書及びその日本語訳 など

提出先：日本国大使館、領事館

または本籍地市区町村の担当窓口（郵送可）

期限：生まれた日から3か月以内

（※ 詳細は日本国大使館、領事館等にお問い合わせください。）

Point!

- 「日本国籍留保」は、出生届を提出する際に「その他」の欄に「日本国籍を留保する」旨を記入し、署名、押印することで届け出ることができます。留保の届けをしなければ、子どもは生まれたときにさかのぼって日本国籍を失います（28頁参照）。
- 住所が最寄りの日本国大使館や総領事館からかなりの距離があるときには、出産後の状況次第では届け出に困難が生じる場合もあるので、届け出について親族の協力が得られるよう、手配しておいた方が良いでしょう。



日本国籍留保が行われた出生届の例

国際結婚の場合、子どもが日本国内・国外のどこで生まれても両親のそれぞれの国が定める出生届を提出します。

出生届

令和〇年〇月〇日届出

沖縄県〇〇〇長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長 印					
送付 令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(よみかた)	なは	えりぎべすりか	父母との続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出子でない子	(長 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女)
(1) 子の氏名 <small>(外国人のときはローマ字を付記してください)</small>	那覇	イリガバス理香			
(2) 生まれたとき	〇年〇月〇日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	〇時	〇分
(3) 生まれたところ	アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇 (病院の住所)			番地	号
(4) 住所 <small>(住民登録をするところ)</small>	アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇			番地	号
(5) 父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父 スミス, ジョンリー	母 那覇 和子			
(6) 本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	沖縄県 〇〇〇〇		番地	号	
(7) 同居を始めたとき	〇年〇月		<small>(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうをください)</small>		
(8) 子が生まれたときの世帯とおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</small>				
(9) 父母の職業	父の職業	母の職業			
その他	日本国籍を留保する。 那覇 和子 (印)				
届出	住所 アメリカ合衆国ハワイ州〇〇〇				番地 号
人	本籍 沖縄県 〇〇〇〇	番地 号	筆頭者の氏名		
	署名 那覇 和子 (印)	〇年 〇月 〇日生			
事件簿番号					

日中連絡のとれるところ
電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇
 自宅 勤務先 呼出 (方)

4 出生後の手続き

3. 認知（Paternity Acknowledgement）



結婚しないで子どもが生まれたときは、出生届を出すと母親の戸籍に子の名前が記載されます。父親が認知をすれば戸籍の父親欄に氏名が記載され、父親が認知をしない場合は空白になります。一度認知をすると後になって取り消すことは原則としてできません。

● 認知等の手続きについて

「認知届」を市区町村担当窓口に提出します。父親が外国籍の場合、父親の国籍証明書などの書類提出が必要です。詳しくは市区町村担当窓口にお問い合わせください。また、日本で生まれた嫡出でない子のアメリカ国籍取得については25頁を参照してください。

- 嫡出でない子を父親が自分の子として認知すると法律上の親子関係が成立します。
- 父親が認知をしない場合、家庭裁判所に認知の訴えを提起することができます。詳しくは弁護士等の専門家に相談してください。

4. 子どもの名前

日本の役所へ出生届を提出すれば、子どもは日本人の親の戸籍に入ります。子どもの名前には漢字、ひらがな、カタカナが使えますがアルファベット表記は認められていません。

アメリカへの出生手続きではアメリカの制度にしたがって子どもの名前をつけます。日本名（Rika）を届けることも、日本名と外国名の両方（Elizabeth Rika）を使うこともできます。

日本には中間名（Middle Name）がありませんので、氏（Family Name）以外は名（Given Name）と中間名をひとつくりに、スペースを空けずに戸籍に記載されます。例えば、子、Elizabeth Rika Smith は、「エリザベス理香」、父John Lee Smith は「スミス、ジョンリー」と記載されます（49頁参照）。

Point!

重国籍の子どもは、アメリカのパスポートと日本のパスポートの2冊を持つことができます。日本のパスポートを作る際に外国式スペルとしたい場合は、アメリカのパスポートを先に作成し、証明のための公的書類として使用することで表記の変更が可能です（日本パスポートの表記については21頁を参照してください）。

子どもがアメリカと日本を行き来する場合、日本の出入国は日本のパスポートで、アメリカの出入国はアメリカのパスポートを使用することが原則となります。

5. 子どもの教育

●公教育

日本に住む子どもたちは、通常住んでいる地区の通学区域（学区）内の小・中学校へ通います。外国籍の子どもたちは、教育委員会で手続きをすれば日本の公立学校に通学できます。日本語指導教室や体験学習などの取り組みもありますので、詳しくは各市区町村の教育委員会にお問い合わせください。

●民間の教育施設（インターナショナルスクール）

沖縄県内には英語で教育を行う民間の教育施設（いわゆるインターナショナルスクール）もあります。これらの民間教育施設は一般に各種学校や私塾の扱いで、学校教育法上の学校ではありません。そのため、卒業しても日本の義務教育を修了したとみなされない場合がありますので、具体的、最新の状況については文部科学省のホームページの「大学入学資格」や「国際的な評価団体認定外国人学校一覧」で確認してください。



- アメリカでは学年のことを「K」もしくは「グレード」と呼び、幼稚園の年長にあたる1年と日本の小学1年生から高校3年生までにあたる12年を加えた13年間に義務教育として無償で提供されます。13年の分け方や、始まる年齢は州によって異なります。

【13年の分け方例と日本でのイメージ】

Kindergarten (K) : 幼稚園の年長

Elementary school (グレード1～5) : 小学校

Junior high school (グレード6～8) : 中学校

Senior high school (グレード9～12) : 高等学校

- アメリカにはセレクトティブ・サービス・システム（Selective Service System・通称SSS）というアメリカの緊急事態時に選抜して徴兵できるよう名簿を作成しておくシステムがあり、市民権及び永住権を持つ18～25歳の男性は登録義務があります。登録を怠ると罪に問われたり、政府の奨学金を受けることができなったり、市民権の取得資格を失う場合もあります。

5

国際離婚

離婚についての取り決めは国によってさまざまで、離婚を認めない国も存在します。日本で外国人配偶者との離婚が成立しても相手国では成立しない場合があるため、お互いの国の離婚制度を確認した上でそれぞれきちんと離婚手続きや報告をすることが必要です。

1. 日本の離婚制度

【離婚手続きの流れ】

- ① **協議離婚**
夫婦で話し合って離婚を役所に届け出ます。
「離婚届」を役所に提出し、未成年の子どもがいる時は親権者を決めます。
- ② **調停離婚
審判離婚**
話し合いがまとまらない時、家庭裁判所で第三者を介して調停します。
親権、養育費、面会交流、財産分与、年金分割等の申立ができます。
審判離婚は、一定期間内に異議が出されれば必ず無効になるので、あまり用いられません。
- ③ **訴訟提起**
調停、家庭裁判所による審判で離婚成立しなかった場合、家庭裁判所に訴訟提起して離婚します。原則として調停を経ずに裁判離婚はできません。
(調停前置主義) 訴訟係属中に和解して離婚することもできます。
- ④ **裁判離婚**
離婚判決確定後、裁判所は離婚届に添付する「判決書謄本」と「判決確定証明書」を発行します。
- ⑤ **離婚成立**

日本では夫婦間の話し合いによる「協議離婚」が離婚全体の約9割弱、調停離婚が約1割と言われており、家庭裁判所に訴えを起す裁判離婚はごくわずかです。また、離婚の訴えを起すことができるのは、以下のいずれかにあてはまるときだけです。(民法第770条)

- ・ 配偶者に不貞な行為があったとき。
- ・ 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- ・ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- ・ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- ・ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

2. アメリカの離婚制度

アメリカでの離婚は、日本の協議離婚のように役所に届け出ることによって離婚が成立する制度はなく、全ての離婚は裁判所で行います。離婚は州によって認められますが、裁判の前に別居期間をおくことを求める州があるなど、州ごとに離婚の方法が異なるため離婚の申し立てをする州に登録のある弁護士への相談が必要です。

【離婚手続きの流れ】

- ① **書類提出** 申請書 (Petition-Marriage)、召喚状 (Summons) などの必要書類を地元の裁判所に提出受理後に召喚状を相手に送達
- ② **相手から返答** 召喚状を受け取った側は決められた日数以内に返答書 (Response) を裁判所へ提出 (期日以内に返答がない場合、申請者は欠席判決の申請が可能となります)。
- ③ **情報開示** 夫婦共有の財産 (負債) などについて情報を開示します。
- ④ **話し合い・裁判** 親権、養育費、扶養手当について話し合います。合意できない場合は裁判所に申し立てし、一時的な命令 (Temporary Order) を裁判所から出してもらいます。財産分与などについて話し合い、合意できれば離婚合意書 (Marital Settlement Agreement) を作成し裁判所に提出し、それが承認されれば裁判の内容となります。合意できない場合、裁判所が裁判で判断を下すこととなります。
- ⑤ **判決**
- ⑥ **離婚成立** 裁判所によって離婚判決 (Judgment of Absolute Divorce/Final Decree of Divorce) が出されます。

Point!

離婚の前に相手のフルネーム、出身州、生年月日、社会保障番号 (Social Security Number: SSN) など個人を特定できる情報を確認しておきましょう。

●日本と大きく異なることの例

- ✓ **No Fault Divorce** … 正当な理由がなくとも離婚の訴えができます。
- ✓ **Joint Custody** (共同親権) … Physical Custody (養育権) と Legal Custody (親権) があります。この点、州によって呼称が異なりますが、基本的な考え方は概ね同じです。親の離婚に際しては子どもの利益が第一に考えられます。また、子どもが一定の年齢に達するまでの扶養義務があり、州によっては強制的に養育費を回収するシステムもあります (38頁参照)。
- ✓ **Community Property State** … 夫婦の財産の考え方は州によって変わりますが、ルイジアナ、アリゾナ、カリフォルニア、テキサス、ワシントンなどの州では財産分与における結婚期間中の財産 (または負債) は名義が夫婦どちらであっても共同資産とみなし、こうした州は Community Property State と呼ばれます。

アメリカにいる相手からの離婚請求

裁判所や弁護士から、裁判についての通知や訴状、または離婚判決の書類などが送られてきた場合、上記①の召喚状が送られてきた可能性があります。

不利な条件での欠席判決となる可能性が高いので通知や訴状と思える書類は簡単に受け取らない、受け取った場合には放置したりせずすぐに英語が話せる弁護士等に相談するなどの対応が必要です。

3. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）と日本で離婚する場合

●協議離婚（Divorce by Agreement）

日本人とアメリカ人の協議離婚は日本では合法ですが、日本の役所での協議離婚は裁判所を通していないため、アメリカでは基本的に効力を持ちません。

未成年の日本国籍を有する子どもがいる場合は、離婚後の親権者をどちらかに指定します。外国籍しかない子どもの場合は、どこの国の法律によって親権者を定めるかケースによって異なりますので、弁護士等の専門家に相談してください。

●調停・審判離婚（Divorce by Mediation or Decision）

親権、養育費、慰謝料、財産分与などの話し合いが双方でまとまらない場合は、家庭裁判所（Family Court）に離婚調停を申し立て、調停委員を介して話し合いをします。調停は原則日本語で行われます。相手が日本語に堪能でない場合は、裁判所が通訳を選任し申立人が通訳費用を負担することになります。審判離婚は、一定期間内に異議が出されれば必ず無効になるので、あまり用いられません。

●裁判離婚（Divorce by Judgment）

話し合いがまとまらず調停が不成立となったとき、相手が行方不明の場合や調停に出て来なくて不成立となったときは、家庭裁判所へ訴訟を提起することができます。弁護士等の専門家に相談してください。訴訟手続内で和解離婚することもできます。

- 日本では原則として調停を経ずに裁判離婚をすることはできません。

当事者が訴訟手続きのために出頭していて、2人のうちどちらかが訴訟を行っている国に居住していれば、日本の家庭裁判所で法律的に認められた離婚はアメリカでも認められます。

- アメリカ大使館または領事館で離婚に関する「宣誓供述書」（Affidavit）を作成することができます。これらの文書は直接の法的拘束力はありませんが、アメリカで裁判になった場合には証拠の一部となります。

行方不明者との離婚

相手が何年も行方不明であっても自動的に離婚になることはありません。

生死不明という状況が3年間継続しているとそれ自身が離婚原因となり、裁判離婚が認められます。行方不明者との離婚は、行方がわからない、連絡がつかないことをまず証明しなくてはならないため警察署に「行方不明者届」を提出してください。

また、生死がわからない状態が7年間以上続いた場合は家庭裁判所に申し立をして「失踪宣告」を出してもらい、法律上は「死亡」したものとしての手続きが可能となります。

詳しくは弁護士等の専門家に相談してください。

Tips!

外国人配偶者との離婚に関し「法の適用に関する通則法」で定められています。日本では、夫婦の一方が日本に居住地をもつ日本人であれば、相手が外国に居住していても日本の法律に従って離婚の手続きを進めることとなります。

4. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）とアメリカで離婚する場合

夫婦でアメリカに住んでいる場合、離婚ケースの多くにはアメリカの法が適用されます。全ての離婚は裁判所で行われるため、アメリカで離婚する場合は、離婚の申し立てをする州に登録されている弁護士に相談してください。

離婚後は、必ず離婚の成立した州を管轄する日本国大使館または領事館へ届け出てください。大使館/領事館を通じて本籍地の役所へ連絡が行き、外国の方式で離婚が成立（確定）した日が離婚の日として戸籍に記載され、日本でも離婚が成立します。この手続きがなされていないとその後の再婚ができません。死亡時に相続の問題も発生するため注意が必要です。

● 裁判離婚した場合の日本側への手続き

提出種類：離婚届（用紙は大使館/領事館にあります）

必要書類：離婚判決謄本（Divorce Decree/Certified Copy、裁判所の認証があるもの）

離婚判決謄本の日本語訳（翻訳者名も明記）

* 日本国籍者は戸籍謄本（または全部事項証明）が必要となります。

* 戸籍上の氏の変更を希望する場合は一緒に届け出が可能です。

提出先：日本国大使館、領事館、または日本の市区町村役場

（※ 詳細は日本大使館または領事館にお問い合わせください。）

離婚後に永住権を継続できるかどうか決定するのは移民局です。アメリカに子どもがいる、職があるなど移民局から「アメリカと十分つながり（Substantial Tie）がある」とみなされれば、永住権を保持できる可能性は高くなります。



5. アメリカ軍人（アメリカ国籍）と離婚する場合

●軍の法務部（Legal Office）でのサポートについて

相手が軍人・軍属の場合、軍の法務部（Legal Office）では離婚そのものや、代理人になってもらうことはできませんが、離婚に関する助言、書類作成のサポートなどをしてくれます（「Dependent ID」を持つ人が対象です）。

【サポートの例】

- 日本とアメリカのどちらで手続きをとるかのメリット・デメリットについての助言
- 親権（Child Custody）、養育費（Child Support）、扶養手当（Spousal Support）や財産分与（Distribution of Property）などの取り決めの文書（離婚合意書）作成のサポート
- 「別居合意書（扶養に関し当事者間が合意していることを記した書類）」案の作成

●軍の扶養命令について

軍の各部門では、法的な合意や裁判所の命令がなくとも、その配偶者と子に対して経済的な支援を提供するように命ずる規則を設けており、軍によっては罰則も制定されています。詳細は軍の法務部（Legal Office）で確認してください（連絡先は57頁参照）。



6. 離婚後の氏（姓）

●離婚後もアメリカ人の氏を名乗りたい場合

戸籍上の氏をアメリカ人配偶者の氏（スミス）に変更している人が、引き続きスミスを名乗りたい場合、特に手続きを取る必要はありません。

●離婚後、元の氏（旧姓）に戻りたい場合

届け出てアメリカ人の氏を名乗っていた場合、離婚後3か月以内ならば市区町村の担当窓口へ届け出て旧姓に戻れます。3か月を過ぎた場合は、家庭裁判所で「氏の変更」を申し立てて許可を得る必要があります。婚姻した時に家庭裁判所で「氏の変更」の申し立てをしてアメリカの氏を名乗っていた場合は、再度、家庭裁判所に「氏の変更」を申し立てて、旧姓に戻る手続きをすることになります。

●子どもの氏について

母親が氏を変えると変更後の氏で新しい戸籍が編成されます。日本国籍のある子どもは母親の今までの戸籍に残ったままとなるため、子どもの氏を変える場合は手続きが必要です。

●子どもも同じ氏に変える場合

「同籍する旨の入籍届」を役所に提出します。

新しく作られる母親の戸籍に子どもも記載され、母親と同じ氏になります。

●子どもだけアメリカ人の氏を使う場合

名前を変更する母親だけの戸籍を新たに作ります。

子どもの戸籍はそのままとなり氏の変更はありません。

Point!

離婚後に名前を変える場合は、SSN（Social Security Number）カード、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、年金手帳などの名前を忘れずに変更してください。

7. 親権 (Child Custody)

子どもが日本国籍を有し、親の一方が日本人の場合、日本法に基づいて離婚した場合の未成年者の親権は、日本法が適用されて単独親権 (Sole Custody) となります。よって、子どもの親権者を父か母のどちらか一方に決める必要があります。また、アメリカで親権に関する裁判所の決定書が出されている場合でも、日本国内では有効となるとはかぎりません。

親権者の指定や変更の手続きは、子どもの国籍や父親がどこにいるかなど、ケースによって違ってきます。弁護士や家庭裁判所に相談してください。離婚後に親権者変更する場合は、家庭裁判所での申し立てが必要になります。子どもが日本に住んでいない場合は、日本での親権者の変更はできません。

離婚後の親権者

日本：「単独親権 (Sole Custody)」 …父親、または母親

欧米：「共同親権 (Joint Custody)」 …両親



8. 養育費（Child Support）

養育費とは、離婚後、親が負担すべき未成熟子（経済的に自立していない子のこと。一般的には未成年者を指します。）の養育に必要な費用のことです。

基本的には、父母が経済力に応じて分担し合います。子どもは、両親それぞれが自分のことをかけがえのない大切な存在であると思っている、と感じることによって深い安心感と自尊心をはぐくむことができます。



2011年の民法の一部改正により、離婚の際に父母が「養育費の分担」（Share of Child Support）と「面会交流」（Visitation and Communication）について協議で定めるべきこととされ、これらの取決めをすることは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが明記されました。2007年には厚生労働省委託事業として「養育費相談支援センター」も設立され、ホームページからも相談できます。

しかし、離婚した相手が本国に帰国してしまった場合、養育費の支払いに強制力を持たせることはきわめて困難です。常日頃より、子育ての責任については周囲の人や軍の関係機関等を交えてオープンに話し合っておきましょう。



アメリカでは各州で子どもが一定の年齢に達するまでの扶養義務があり、連邦政府と州の専門機関が連携を保ちながら養育費の取り立て等を援助しています。

【援助の例】

- ・支払いを求められた親の所在の特定（名前や社会保障番号（Social Security Number:SSN）などの情報をもとに居場所を探し出します。）
- ・支払命令の取得及び執行（給与差し押さえ、所得税還付金等からの相殺など）
- ・滞納への対応（自動車運転免許、パスポート発行等の停止など）

Point!

ひとり親世帯の支援について

母子世帯、父子世帯などのひとり親世帯には、扶養手当、医療費の助成、育児サポートなどさまざまな支援制度があります。詳しくは市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

例）【児童扶養手当】

離婚などによるひとり親家庭の生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭で養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当。

- ・子どもの人数、所得に応じて具体的な支給額が決まります。
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども、父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐妊した子どもなども対象となります。

9. 面会交流（ Visitation and Communication ）

離婚によって子どもと離れて暮らすことになった親は、子どもと定期的、継続的に会ったり、電話や手紙でやり取りしたりして交流することができます。なお、面会交流は離婚前の別居中でも認められます。

また、夫婦間でDVがあるようなケースでも、そのことが子どもへの影響を与えていないようであれば、子どもの福祉の観点から監督付などでの面会交流が認められます。

面会交流の方法は父母で話し合っ決めてますが、協議が整わないときは家庭裁判所に調停を申し立てることになります。例えば、母親が子どもを監護している場合、父親から面会交流の調停を申し立てるのが通常です。調停でも決まらない場合は、家庭裁判所が審判によって決めます。

調停や審判で面会交流の内容が決まった場合は、これを守る必要があります。もし守らなかったときは、家庭裁判所から履行勧告が出される可能性があります。この履行勧告には強制力はありませんが、面会交流の内容によっては間接強制（面会交流をさせないときは、一定の金銭支払いを命じる）がなされることもあります。



共同親権のアメリカでは、夫婦の離婚後も子どもは両方の親と会うことが一般的です。例えば、離婚後も送迎可能な場所に居住している場合、平日は母親と一緒に生活し、休日は父親と一緒に過ごすなどのケースも多くみられます。

領事面会について

一方の親が外国に在住している場合は、領事面会という方法もあります。外国に駐在して自国民の保護などを行う領事は、領事面会の依頼があり、他に適当な手段がなく、子の所在が判明している場合には、必要に応じて、他方の親の了解を得て領事による子との面会を行うことも可能です。

例えば、アメリカに在住する父親が、沖縄で暮らしている子どもの様子を確認するため領事面会を要請した場合、在沖アメリカ総領事館から母親に連絡を取り子どもとの面会を設定します。

なお、アメリカに在住する父親が子どもを日本から連れ去るなどしたため、日本に暮らす母親が子どもとの接触ができない場合、母親はアメリカの日本国領事館に対し、領事面会を要請し、子どもの様子を聞くことができます。

6

ハーグ条約

(Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

1. ハーグ条約の内容

ハーグ条約の正式名称は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」です。日本では2014年4月に条約が発効し、現在、世界で100か国を超える国がハーグ条約を締結しています。ハーグ条約では、一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去り又は留置（子どもを連れて外国に行き、約束した期限を過ぎても子どもを元々住んでいた国に帰さないこと）に関し、主に以下の2つについての国際協力の枠組みと子どもの利益を重視した運用を定めています。

①子どもの返還

一方の親の同意を得ないまま、連れ去られた又は留置された子どもを元々住んでいた国に戻す。

②子どもとの面会交流

別々の国にいる親と子どもの面会交流の機会を確保する。

ハーグ条約の対象になるための主な条件

- ✓ 国境を越えた子どもの不法な連れ去りまたは留置があったこと
- ✓ 子どもの年齢が16歳未満であること
- ✓ 子どもが元々住んでいた国と、移動した先の国が条約の締約国であること
- ✓ (子どもの返還を求める場合) 子どもが元々住んでいた国の法律に基づき、残された親が子どもを監護する権利を持っており、その権利が侵害されていること(例: 子どもを監護する権利を持っている親の同意がないのに、もう一方の親が子どもを黙って国外に移動させるなど)
- ✓ (子どもとの面会交流を求める場合) 子どもが住んでいた国の法律に基づき、残された親が子どもと面会交流する権利を持っているにも関わらず、実際にはその面会ができないこと

Point!

「ハーグ条約を知ろう!」ホワイトボードアニメーション
アニメーションを用いてハーグ条約について簡単に説明しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000835.html#section1

2. 子どもの日本への返還を求める場合

同意していないにもかかわらず、一方の親（Taking Parentの略でTPと呼ばれます。）によって子どもがアメリカに連れ去られてしまった場合、要件を満たせば、残された親（Left Behind Parentの略でLBPと呼ばれます。）は子どもの日本への返還を実現するために、日本中央当局を務める外務省の援助を受けることもできます。

例)

沖縄で家族3人（父、母、子3歳）で生活していましたが、ある日、配偶者が黙って子どもをアメリカに連れて行ってしまいました。残された親は子どもがアメリカに行くことは認めておらず、子どもを日本に取り戻したいと考えています。

子どもの日本への返還を求めるための流れは以下のとおりです。

① 申請書を作成し、日本中央当局に提出

外務省ハーフ条約室ホームページに申請書や申請書の書き方の説明が載っています。

② 日本中央当局で申請書類の審査、（要件を満たしていれば）援助決定

※援助決定＝返還ではありません。日本中央当局が子どもの日本への返還の実現に向けて支援を提供することが決まったことを意味します。

③ 申請書を英語に翻訳、申請書をアメリカ中央当局（国務省）に送付

④ アメリカでの手続き

話し合いや裁判は子どもがいるアメリカで行われます。まず、アメリカ中央当局から子どもを連れ去った親に手紙が送付されます。任意の返還が難しいようであれば、日本にいる親は子どもの返還を求めて連邦または州裁判所に申し立てます。アメリカ中央当局からは弁護士紹介等の支援を受けることができ、収入に応じてプロボノ（※）の弁護士紹介を受けられる場合があります。（※）プロボノ：職業上の知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動

⑤ 子の返還/不返還、援助終了

話し合いまたは裁判の結果、子どもの日本への返還、またはアメリカでの生活が決まった時点で、ハーフ条約の手続きは終了になります。

実際にあった事案（子どもがアメリカから日本に返還されたケース）

母親が、子どもが不法にアメリカに留置されているとして、外務省ハーフ条約室に返還援助を申請しました。その後、母親はアメリカの裁判所に子どもの日本への返還の申し立てをし、裁判所は子どもの日本への返還命令を発出しました。子どもはアメリカで母親に引き渡され、母子は無事に日本に帰国しました。

3. 子どものアメリカへの返還を求められた場合

一方の親が他方の親の同意を得ることなく子どもをアメリカから日本に連れてきた場合、要件を満たせば、アメリカに残された親はアメリカへの子どもの返還を実現するために日本中央当局の援助を受けることができます。

例)

アメリカで家族3人（父、母、子3歳）で生活していましたが、配偶者に黙って子どもを連れて日本に帰国してしまいました。残された親は、子どもはアメリカで生活すべきだと考え、日本中央当局に申請をしました。

子どものアメリカへの返還を求める申請書が日本中央当局に送付された後の流れは以下のとおりです。原則では、子どもを元々住んでいた国に返還することになっているため注意が必要です。不返還が認められるのは、特別な理由が裁判で認められる限定的なケースです。

① 日本中央当局で申請書類の審査、（要件を満たしていれば）援助決定

② 子どもと同居している親の所在特定

日本中央当局が所在の調査を行いますが、明らかになった住所を申請者に伝えることはありません。

③ 子どもと同居している親に手紙の送付

今後の手続きの流れや支援内容について説明している手紙を送付します。

④ 問題解決のための話し合い/裁判手続き

当事者同士の話し合いで解決することが望ましいのですが、話し合いができない、または、残された親が裁判で解決することを希望する場合には、裁判手続きに進みます。裁判では子どもがアメリカに戻るか（返還）、戻らないか（不返還）を決めます。

子どもがアメリカから日本に連れ去られた場合、返還裁判を行うのは東京家庭裁判所か大阪家庭裁判所のどちらかになります。子どもが沖縄にいることが分かった場合は、大阪家庭裁判所に申し立てがなされます。

⑤ 子の返還/不返還、援助終了

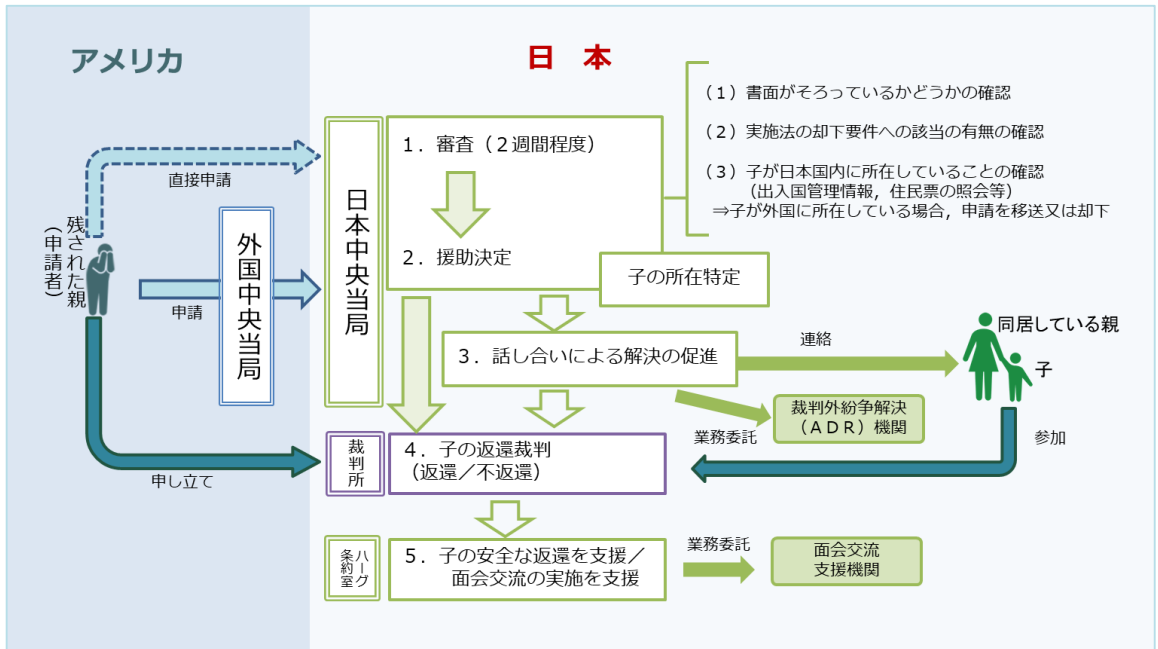
話し合いまたは裁判の結果、子どものアメリカへの返還、または日本での生活が決まった時点で、ハーグ条約の手続きは終了になります。

Point!

ハーグ条約の手続きは子どもがいる国で行われます。子どもがアメリカに連れ去られたのであればアメリカ、日本に連れ去られたのであれば日本で手続きが行われます。また、子どもが日本にいる場合、返還裁判が行われるのは東京家庭裁判所か大阪家庭裁判所になります。

子どもの返還手続きの流れ

子どものアメリカへの返還を求められた場合のイメージ図です。



4. 子どもの面会交流

外国（条約の締約国）にいる16歳未満の子どもと面会交流をすることができない親もハーグ条約に基づき援助を申請することができます。例えば、アメリカで生活する子どもと日本にいる親が交流できない、または日本で生活する子どもとアメリカにいる親が交流できない場合は、要件を満たせば援助を受けることができます。

面会交流の裁判については、那覇家庭裁判所で手続きが行われることもあります。

ハーグ条約の手続きの流れなどについてもっと知りたい、あるいはご不明な点があれば、外務省ハーグ条約室に問い合わせてください。

裁判などの法的手続きについては弁護士に助言をを求めることをお勧めします。

外務省ハーグ条約室

TEL: 03-5501-8466

Eメール: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

5. 子どもを連れて外国に移動する際の注意点

子どもを連れて外国に移動される前には、もう一方の親の同意を得ることが重要です。日本においては、親による子どもの連れ去りは略取または誘拐の罪にあたるような場合を除き犯罪を構成しませんが、国によっては、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親が、子どもをもう一方の親の同意を得ずに国外に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります。その場合、その国に再入国したときに逮捕されることがあります。

また、国によっては、出入国の際に渡航同意書の提示を求められることがあります。渡航同意書の要否・内容等、詳細はお住まいの国または渡航先の政府機関（入国管理局等）、大使館、領事館に問い合わせてください。なお、日本を出入国する際には、渡航同意書を提示する必要はありません。

<渡航同意書>

渡航同意書は、一方の親が子どもを連れて出入国することに、もう一方の親が同意していることを示す書面です。

Point!

子どもを連れて外国に移動する前に、もう一方の親の同意を得ることが重要です。同意を得ることが難しい場合は、子どもの日本への移動について裁判命令を取るなどして法的に整理することが必要です。そうした手続きなしに条約の締約国から日本に移動した場合、ハーグ条約の対象になり、原則として子どもを元いた国に返還しなければなりません。

日本弁護士連合会及び沖縄弁護士会では、申し立てを受けた親に対し適切な代理人を紹介する制度を設けています。また、裁判外で当事者間の協議を行う紛争解決機関（ADR（※）機関）で解決することもできます。

◇沖縄県を管轄するADR機関◇

民間総合調停センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館

TEL:06-6364-7644

平日午前9:00～午後5:00まで受付（正午～午後1:00を除く）

URL: <https://minkanchotei.or.jp/>

（※）ADR（Alternative Dispute Resolution）裁判外紛争解決手続き

ADRとは「訴訟手続きによらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き」のことです。ADR機関では、当事者双方の話し合いによってお互いに満足のいく解決策を作り出していくためのサポートをしてくれます。

7

D V ドメスティック・バイオレンス

(Domestic Violence)

1. DV被害について

配偶者など親密な関係にある（あった）相手から受ける暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）もしくは配偶者間暴力と呼びます。力（パワー）、権力を使う者が、以下のような暴力を使って相手を思い通りに支配（コントロール）します。

身体的暴力	なぐる、ける、物を投げる、髪をひっぱる、首をしめる 刃物などの凶器をからだにつきつける など
精神的暴力	大声でどなる、暴言を吐く、子どもに危害を加えると言っておどす、何を言っても無視する など
性的暴力	見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せる、性行為の強要、避妊に協力しない など
経済的暴力	生活費を渡さない、借金を作る、レシートや釣り銭を細かくチェックする など
社会的暴力	メールや電話のチェック、行動を監視したり、制限する 実家の家族や友人との関係を制限する など

※ 親が暴力を振るわれたり暴言を浴びせられたりするのを子どもが目撃する「面前DV」は子どもへの「心理的虐待」となります。

暴力の責任は加害者にありますが、中には加害者の暴力行為は自分に原因があると自分自身を責める被害者もいます。長期間にわたる加害者からのコントロールにより、自分の考えに自信を持ってない、加害者からの報復が怖い、加害者と離れることに不安を感じているなどの理由から被害者自ら行動をおこすことが難しい場合もあります。被害者だけで問題を解決するのが困難な場合は、適切な機関につなぐ必要があります。

なお、特別な人だけがDVの加害者、被害者になるわけではありません。当事者の学歴、職業、国籍等は関係ありません。

2. DV被害に遭ったときに

●加害者から逃げたい、安全な場所で保護してほしい

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談します。一時保護の間、被害者は安全な場所で職員とともに今後について考えることができます。

●加害者が近づかないようにしたい

事前に警察または配偶者暴力相談支援センターに相談した後、被害者が地方裁判所に保護命令を申し立てます。加害者に対して、被害者や子どもに近づくことを禁じる接近禁止命令（6か月）のほか、被害者と同居している家から退去することを命じる退去命令（2か月）があります。

●加害者と別れたい

別居中の生活費・養育費や離婚などの法的手続きについては、弁護士に相談するの一案です。法テラスや弁護士会でも相談を受け付けています。

●加害者と離れて生活したいが経済的なことが心配

ひとり親家庭等が利用できる資金の貸付や手当または生活保護についての相談は市区町村が窓口になります。

●警察への相談

加害者からの身体的暴力により危険がある場合は迷わず110番することが大事です。その他にも事前に警察の人身安全対策 担当窓口に自分の状況等を伝えることにより、安全を守るための助言が得られます。

<DV加害者がアメリカ軍人の場合>

アメリカ軍基地及びアメリカ軍関連施設の中のことについては、基地の支援センター（Family advocacy program）や憲兵隊（Military police）にご相談ください。基地及び関連施設の外のことについては、沖縄県警や地方自治体が運営する配偶者暴力相談支援センター等のDV相談窓口にご相談ください。

日本では、DV加害者が被害者に近づかないようにするために、「保護命令」を申し立てることができます。しかし、基地内では、この命令の効力が実質的には生じないため、基地内の保護については、状況に応じて軍事保護命令（Military protection order）を別途に取得する必要があります。

※ 沖縄県で配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ機関は、沖縄県女性相談所、沖縄県北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所になります（連絡先は53頁）。

●海外でのDV被害について

日本で生活している間は特に問題はなかったものの、配偶者の国に移動してからDVが顕在化することがあります。日本では自分ひとりでできたことが海外では言葉の問題等から配偶者に頼らざるを得なくなり、夫婦の間に上下関係ができ、一方がもう一方をコントロールするようになります。

語学ができないことは、適切な情報や支援につながる際に大きな障害となります。配偶者からの暴力に危険を感じ警察に通報したが、語学力不足から日本人被害者の主張が通じなかったということもあるようです。また、警察を呼んだとしても、海外で加害者なしで生活することへの不安等から加害者から暴力を受けていないと答えてしまい、DV被害がなかったと記録され、その後の離婚や親権の手続きで被害者からのDVの主張がそれほど考慮されなかった事例もあります。

自己防衛として加害者に反撃した結果、相手が傷を負えば、被害者と加害者がどちらも逮捕されてしまう可能性があることや、加害者側からの訴えにより、被害者に対して子と配偶者（加害者）との接近禁止命令が出ることもあります。このような点には注意が必要です。

Point!

大使館・領事館ではDVを含め、家庭の問題に対応する米国内の相談機関、団体、弁護士等の紹介や情報提供等を行っています（連絡先は58頁）。



【資料】 アメリカ人男性と結婚・離婚した日本人女性の戸籍

事例（婚姻時に戸籍上の氏を変えない場合）

- * 那覇和子、ジョン・リー・スミスと結婚
- * 長女 那覇エリザベス理香、ハワイで出生
- * 離婚し、長女の親権者は母
- * 長女はハワイで日本国籍の選択宣言

全部事項証明

本籍 氏名	沖縄県〇〇〇〇〇 那覇 和子
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】〇年〇月〇日
戸籍に記録されている者	【名】和子 【生年月日】〇年〇月〇日 【父】〇〇〇〇 【母】〇〇〇〇 【続柄】〇〇
身分事項 出生	(省略)
① 婚姻	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 【婚姻日】〇年〇月〇日 【配偶者氏名】スミス、ジョンリー 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】〇年〇月〇日 【婚姻の方式】アメリカ合衆国フロリダ州の方式 【証書提出日】〇年〇月〇日 【従前戸籍】〇〇〇〇〇 </div>
② 離婚	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 【離婚の和解成立日】〇年〇月〇日 【配偶者氏名】スミス、ジョンリー 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】〇年〇月〇日 </div>

戸籍に記録されている者 ③	【名】 エリザベス理香 【生年月日】 ○年○月○日 【父】 スミス, ジョンリー 【母】 那覇和子 【続柄】 長女
身分事項 ④ 出生	【出生日】 ○年○月○日 【出生地】 アメリカ合衆国ハワイ州○○市 【届出日】 ○年○月○日 【届出人】 母 【国籍留保の届出日】 ○年○月○日 【送付を受けた日】 ○年○月○日 【受理者】 ○○○○
⑤ 親権	【親権者を定められた日】 ○年○月○日 【親権者】 母
⑥ 国籍選択	【国籍選択の宣言日】 ○年○月○日 【送付を受けた日】 ○年○月○日 【受理者】 在ホノルル総領事
	以下余白

- ①婚姻の記載…外国人との婚姻の届け出により日本人配偶者を筆頭とした戸籍が編製される。夫が外国人の場合、妻の戸籍の身分事項欄に夫の氏名が記載される。
- ②離婚の記載
- ③子の名前の記載
- ④出生の記載
- ⑤父母の離婚により、長女の親権者が母となったことの記載
- ⑥日本国籍を選択宣言したことの記載

相談機関などの窓口紹介

外国の機関

●在日アメリカ大使館（在東京）

〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5

<https://jp.usembassy.gov/ja/>

TEL:03-3224-5000（代表）

※英語の自動応答メッセージが流れます。途中「日本語での音声案内をご希望の方は“2”を押してください」と日本語での案内があります。

●在沖アメリカ総領事館

ビザやパスポートの手続き、アメリカへの出生届受付、年金、公証人サービス、日本で結婚手続きのための婚姻要件具備証明書の発行、日本における養子縁組に関する情報提供などを行います。日本語でも対応可。

※緊急の業務以外はすべて予約制です。

〒901-2104 沖縄県浦添市当山2-1-1

TEL:098-876-4211（※業務時間外の緊急時連絡先：098-876-4211）

※英語の自動応答メッセージが流れます。途中「日本語の場合は“1”ボタンを」と日本語での案内があります。

FAX:098-876-4243

Eメール:Nahaacs@state.gov

◇パスポート、出生届の申請及び公証サービスの予約/キャンセルは国務省の予約ページ（英文のみ）をお願いします。

<https://evisaforms.state.gov/acs/default.asp?postcode=NHA&appcode=1>

◇ビザ申請に関するご質問

日本にお住まいの方 TEL:050-5533-2737

米国にお住まいの方 TEL:703-520-2233

Eメール:support-japan@ustraveldocs.com

Skype ID:ustraveldocs-japan

在日アメリカ大使館・領事館ホームページ「サイトマップ」

<https://jp.usembassy.gov/ja/sitemap-ja/>
各種手続き方法等を確認することができます。

国の機関

●外務省領事局ハーグ条約室

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に基づく返還・面会交流に関する援助申請の受付及び各種支援の提供

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1

TEL:03-5501-8466

平日9:00～17:00（12:30～13:30を除く）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

Eメール：hagueconventionjapan@mofa.go.jp

●那覇地方法務局

〒900-8544 那覇市樋川1-15-15

TEL:098-854-7950（代表）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/naha/index.html>

◇国籍や戸籍、帰化についての相談及び手続き、婚姻届記載事項証明書などの発行（戸籍課）

那覇地方法務局戸籍課 〒900-8544 那覇市樋川1-15-15 TEL:098-854-7953

那覇地方法務局沖縄支局 〒904-2143 沖縄市知花6-7-5 TEL:098-937-3278（※）

那覇地方法務局名護支局 〒905-0011 名護市字宮里452-3 TEL:0980-52-2729（※）

那覇地方法務局宮古島支局 〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 TEL:0980-72-2639

那覇地方法務局石垣支局 〒907-0004 石垣市字登野城55-4 TEL:0980-82-2004

（※：国籍相談の取扱いはしていません。）

◇外国人や国際結婚・離婚などにおける人権問題を扱う（人権擁護課）

みんなの人権110番 TEL:0570-003-110

●家庭裁判所

離婚・面会交流等の調停、親権者の指定や変更、氏名変更、養子縁組などについて扱う

<https://www.courts.go.jp/naha/>

那覇家庭裁判所 〒900-8603 那覇市樋川1-14-10 TEL:098-855-1273（家事事件受付係）

那覇家庭裁判所沖縄支部 〒904-2194 沖縄市知花6-7-7 TEL:098-916-6262（家裁受付係）

那覇家庭裁判所名護支部 〒905-0011 名護市宮里451-3 TEL:0980-52-2742

那覇家庭裁判所平良支部 〒906-0012 宮古島市平良字西里345 TEL:0980-72-3428

那覇家庭裁判所石垣支部 〒907-0004 石垣市字登野城55 TEL:0980-82-3812

●出入国在留管理庁

出入国・在留等の手続きについてのお問い合わせ先

<http://www.moj.go.jp/isa/>

◇福岡出入国在留管理局

那覇支局 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 TEL:098-832-4185

嘉手納出張所 〒904-0203 嘉手納町字嘉手納290-9 ロータリー1号館 TEL:098-957-5252

宮古島出張所 〒906-0012 宮古島市平良字西里7-21 平良港湾合同庁舎 TEL:0980-72-3440

石垣港出張所 〒907-0013 石垣市浜崎町1-1-8 石垣港湾合同庁舎 TEL:0980-82-2333

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL:0570-013904 (IP電話・PHS・海外から:TEL:03-5796-7112)

※福岡出入国在留管理局那覇支局には相談員が配置されています。

●公証役場

◇那覇公証センター

離婚給付等契約（子の養育費、慰謝料の支払い契約、面会交流、財産分与の合意、婚姻費用の分担に関する契約）、男女関係解消契約等の作成（ただし、日本語による契約に限る）。これらの私署証書についての認証（邦文、英文）。

〒902-0067 那覇市字安里176-4 マリッサヒルズ 3階

TEL:098-862-3161

◇沖縄公証人役場

外国文認証、離婚等の公正証書の作成・相談。面接相談を原則（要予約）

〒904-2153 沖縄市美里1-2-3

TEL:098-938-9380

警察安全相談（沖縄県）

●警察安全相談（沖縄県警察本部）

悩みごと、困りごとに関する相談を受けています。

TEL:#9110 もしくは TEL:098-863-9110（24時間受付）

女性のための相談（沖縄県）

●ていいるる相談室

沖縄県男女共同参画センター「ていいるる」

〒900-0036 那覇市西3-11-1

<http://www.okinawajosei.org/>

◇電話相談10:00～17:00（日・月、年末年始は除く）

①女性相談（面接相談は要予約）

TEL:098-868-4010

女性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方、心や体の悩みなどの相談

*特別相談（要予約）

・法律相談：女性問題に詳しい弁護士による法律相談

・こころの健康相談：女性問題に詳しい医師による心の悩みについての相談

②国際女性相談（面接相談は要予約）

TEL:098-880-3402

外国人との結婚、離婚など様々な問題についての相談

*特別相談（要予約）

・国際法律相談：国際結婚・離婚などの国際家事事件に詳しい弁護士による法律相談

●女性の人権ホットライン

DV・デートDV・セクハラ・ストーカー・性被害・差別など、人権擁護委員または法務局職員が相談に応じます。

TEL:0570-070-810

平日 8:30～17:15（土・日、祝日を除く）

インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

●沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）

パートナーや夫からの暴力などの相談

TEL:098-854-1172

月～金 8:30～17:15 土・日、祝日 8:30～12:00 13:00～16:30（年末年始は除く）

●配偶者暴力相談支援センター

パートナーや夫からの暴力などの相談 月～金 8:30～17:15（休日・年末年始は除く）

北部配偶者暴力相談支援センター TEL:0980-52-0051

中部配偶者暴力相談支援センター TEL:098-989-6603

南部配偶者暴力相談支援センター TEL:098-889-6364

宮古配偶者暴力相談支援センター TEL:0980-72-3132

八重山配偶者暴力相談支援センター TEL:0980-82-2330

●沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」

性暴力の被害にあわれた方の意思を尊重しながら、医療支援を含めた必要な支援を受けることができる、病院拠点型の相談窓口です。

TEL:#8891 もしくは TEL:098-975-0166 24時間365日

●なは女性センター相談室「ダイヤルうない」

生きがい、家庭の問題など女性の抱える様々な悩みについての相談

〒900-0004 那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザAコア1階

TEL:098-861-7515

月～土 9:00～12:00 13:00～17:00 (日・祝日、慰霊の日(6/23)、年末年始(12/29～1/3)は除く)

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/dannjyosankaku/center/soudan/daiyaruunai.html>

●公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3階
<http://www.okiboren.jp/>

◇TEL:098-887-4099 (一般・就業相談)

一般相談：月～金 9:00～17:00

就業相談：月～金 9:00～16:30

(土日祝祭日・年末年始は除く)

◇TEL:098-887-4108 (法律・養育費相談) ※要予約

法律相談：第2・4金 15:30～17:00

司法書士相談：第1・3金 16:00～17:30

面会交流相談：第1・3火 16:00～17:00

養育費相談：毎週月・火・水・金・土 9:00～17:00

(土日祝祭日・年末年始は除く)

●強姦救援センター沖縄REICO (レイコ)

性暴力被害者支援の電話相談を無料で行っています。女性の医師、弁護士、カウンセラーも紹介します。

TEL:098-890-6110 水 19:00～22:00 土 15:00～18:00

●性犯罪被害者相談電話 (沖縄県警察本部)

性犯罪の被害に関する相談を受けています。平日9:00～18:15は女性警察官が対応、それ以外の時間帯、休日は当直が対応します。

TEL:#8103 (ハートさん) もしくは TEL:098-868-0110 (24時間受付)

子ども・教育に関する相談（沖縄県）

子どもについてのさまざまな相談

●子どもの人権110番

学校でのいじめ、児童虐待など子どもに関する相談を人権擁護委員または法務局職員が受け付けます。

TEL:0120-007-110

●中央児童相談所

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-404-2

TEL:098-886-2900

来所相談 月～金 9:00～11:00 13:00～16:00（祝日、年末年始は除く）

●コザ児童相談所

〒904-2143 沖縄市知花6-34-6

TEL:098-937-0859

来所相談 月～金 9:00～11:00 13:00～16:00（祝日、年末年始は除く）

●おきなわ子ども虐待ホットライン

TEL:098-886-2900

月～金 17:15～8:30 土・日、祝日は24時間受付

●沖縄県立総合教育センター

児童生徒の教育に関する諸問題について、本人・保護者及び教育関係者等からの相談に応じ適切な支援を行う。電話相談、来所による相談（面接相談）

〒904-2174 沖縄市与儀3-11-1

TEL:098-933-7537（教育相談専用ダイヤル）

火・木 9:30～11:30、13:30～16:30

月・水 13:30～16:30

金 9:30～11:30（祝日は除く）

●ヤングテレホン（沖縄県警察本部）

少年の悩みごと、保護者が抱えている少年問題に関する相談を受けています。

TEL:0120-276-556（フリーダイヤル）

月～金 9:30～18:15

法律に関する相談（沖縄県）

●沖縄弁護士会

弁護士会法律相談センターの一般相談、女性弁護士による女性のための法律相談（いずれも有料。ただし、民事法律扶助制度に該当する方は無料相談での対応もあります。）また、ハーグ条約事件対応弁護士の紹介・ハーグ条約に関する裁判外紛争解決事業についての問い合わせにも対応します。

〒900-0014 那覇市松尾2-2-26-6

予約受付電話番号:098-865-3737（平日10:00~15:00）

<http://www.okiben.org/>

●法テラス沖縄

法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替え（審査あり）を行います。

〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇204

TEL:0570-078368

※IP電話からは以下番号におかけください。

TEL:050-3383-5533

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/okinawa/index.html>

◇法テラス宮古島法律事務所

〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1階

TEL:050-3383-0201

アメリカ軍の相談機関（沖縄県）

アメリカ軍の相談機関は、軍人・軍属とその扶養家族が対象です。それ以外の方は利用できません。配偶者等が所属する軍以外のほかの軍の相談機関の窓口を利用することもできます。また、窓口によっては日本人や日本語の話せるスタッフがいる場合もあります。

◇ 嘉手納基地オペレーター TEL:098-938-1111

◇ 海兵隊オペレーター TEL:098-970-5555

※基地内への電話は、オペレーターを介するのが基本です。

「オペレーターの電話番号」+「内線番号（7桁）」

例) 嘉手納基地オペレーターを介して 内線 634-0433 (Family Advocacy) に電話する

TEL:098-938-1111 + 634-0433

在沖アメリカ軍基地 空軍法務部 (Legal office)

TEL : 098-961-3300 (直通)

- * ミリタリーIDホルダーが対象です。
- * 日本語が話せるスタッフがいます。
- * 空軍以外の相談も受け付けます。

アメリカに行った時のために

●在アメリカ合衆国日本国大使館・総領事館

ビザやパスポートの手続き、日本側への出生届、婚姻届などの受理、各種証明サービスなどを行います。

◇日本国大使館URL

在アメリカ合衆国日本国大使館

https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◇日本国総領事館URL

在アトランタ日本国総領事館

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

在サンフランシスコ日本国総領事館

https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在シアトル日本国総領事館

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在シカゴ日本国総領事館

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在デトロイト日本国総領事館

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在デンバー日本国総領事館

https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ナッシュビル日本国総領事館

https://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ニューヨーク日本国総領事館

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

在ハガツニャ日本国総領事館

https://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ヒューストン日本国総領事館

https://www.houston.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ボストン日本国総領事館

https://www.boston.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ホノルル日本国総領事館

https://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在マイアミ日本国総領事館

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ロサンゼルス日本国総領事館

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/web/home.htm>

外国人のための法律・生活相談（沖縄県）

●公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課

沖縄県内に在住している外国人とその家族を対象として多言語による法律・生活相談を行っています。

〒901-2221 宜野湾市伊佐4-2-16

TEL:098-942-9215

<https://kokusai.oihf.or.jp/>

沖縄県人会

沖縄県のホームページでは、海外の沖縄県人会について紹介しています。

●海外沖縄県人会

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/koryu/honka/documents/wud2.pdf>

市町村（沖縄県）

業務内容によって担当窓口が異なります。

窓口の名前も市町村によって異なるため、代表番号から問い合わせてください。

那覇市	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1	TEL:098-867-0111
宜野湾市	〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1	TEL:098-893-4411
石垣市	〒907-8501 石垣市美崎町14	TEL:0980-82-9911
浦添市	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1	TEL:098-876-1234
名護市	〒905-8540 名護市港1-1-1	TEL:0980-53-1212
糸満市	〒901-0392 糸満市潮崎町1-1	TEL:098-840-8111
沖縄市	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1	TEL:098-939-1212
豊見城市	〒901-0292 豊見城市宜保1-1-1	TEL:098-850-0024
うるま市	〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1	TEL:098-974-3111
宮古島市	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140	TEL:0980-72-3751
南城市	〒901-1495 南城市佐敷字新里1870	TEL:098-917-5309
国頭村	〒905-1495 国頭村字辺土名121	TEL:0980-41-2101
大宜味村	〒905-1392 大宜味村字大兼久157	TEL:0980-44-3001
東村	〒905-1292 東村字平良804	TEL:0980-43-2201
今帰仁村	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根219	TEL:0980-56-2101
本部町	〒905-0292 本部町字東5	TEL:0980-47-2101
恩納村	〒904-0492 恩納村字恩納2451	TEL:098-966-1200
宜野座村	〒904-1392 宜野座村字宜野座296	TEL:098-968-5111
金武町	〒904-1292 金武町字金武1	TEL:098-968-2111
伊江村	〒905-0592 伊江村字東江前38	TEL:0980-49-2001
読谷村	〒904-0392 読谷村字座喜味2901	TEL:098-982-9200
嘉手納町	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588	TEL:098-956-1111
北谷町	〒904-0192 北谷町字桑江226	TEL:098-936-1234
北中城村	〒901-2392 北中城村字喜舎場426-2	TEL:098-935-2233
中城村	〒901-2493 中城村字当間585-1	TEL:098-895-2131
西原町	〒903-0220 西原町字与那城140-1	TEL:098-945-5011
与那原町	〒901-1392 与那原町字上与那原16	TEL:098-945-2201

南風原町	〒901-1195 南風原町字兼城686	TEL:098-889-4415
渡嘉敷村	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷183	TEL:098-987-2321
座間味村	〒901-3496 座間味村字座間味109	TEL:098-987-2311
粟国村	〒901-3792 粟国村字東367	TEL:098-988-2016
渡名喜村	〒901-3692 渡名喜村1917-3	TEL:098-989-2002
南大東村	〒901-3895 南大東村字南144-1	TEL:09802-2-2001
北大東村	〒901-3992 北大東村字中野218	TEL:09802-3-4001
伊平屋村	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋251	TEL:0980-46-2001
伊是名村	〒905-0695 伊是名村字仲田1203	TEL:0980-45-2001
久米島町	〒901-3193 久米島町字比嘉2870	TEL:098-985-7121
八重瀬町	〒901-0492 八重瀬町字東風平1188	TEL:098-998-2200
多良間村	〒906-0692 多良間村字仲筋99-2	TEL:0980-79-2011
竹富町	〒907-8503 石垣市美崎町11-1	TEL:0980-82-6191
与那国町	〒907-1801 与那国町字与那国129	TEL:0980-87-2241

沖縄県福祉事務所

生活保護に関する相談、児童福祉、母子・寡婦福祉に関する相談

北部福祉事務所	〒905-0017 名護市大中2-13-1	TEL:0980-52-2715 (代表)
中部福祉事務所	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28	TEL:098-989-6603 (代表)
南部福祉事務所	〒901-1104 南風原町宮平212	TEL:098-889-6370 (代表)
宮古福祉事務所	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125	TEL:0980-72-3771 (代表)
八重山福祉事務所	〒907-0002 石垣市真栄里438-1	TEL:0980-82-2330 (代表)

索引

Active Duty	9 12
ADR:Alternative Dispute Resolution	43 44
Affidavit	33
Affidavit of competency to Marry	17
Base	17
Biological Father	20
Birth Certificate	27
Camp Courtney	11
Camp Foster	11
Camp Hansen	11
Camp Schwab	11
Camp Shields	11
Certified	18
Certified Copy	7
Child Custody	35 37
Child Support	35 38
Child : CH	12
Citizenship	22
Civilian	9
Community Property State	32
Contractor	9
Dependent	9 12 35
Discharged	10
Distribution of Property	35
Divorce by Agreement	33
Divorce by Judgment	33
Divorce by Mediation or Decision	33
Divorce Decree/Certified Copy	34
Domicile	5
DV (Domestic Violence)	38 39 45 46 47
Elementary school	30
en:Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler	11
Family Advocacy Program	12 46
Family Court	33
Family Name	29
Fiancée Visa	18 19
Final Decree of Divorce	32
General Schedule (GS)	9
Given Name	29
Guard/Reserve	12

索引

Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction	40
IHA (Indirect Hire Agreement)	10
Joint Custody	32 37
Judgment of Absolute Divorce	32
Junior high school	30
Jurisdiction	5
Kadena Air Base	11
Kindergarten	30
Left Behind Parent:LBP	41
Legal Custody	32
Legal office	12 17 20 35
Marine Corps Futenma Air Station	11
Marital Settlement Agreement	32
Marriage Certificate	18
Marriage License	18
Marriage Seminar	17
Middle Name	21 29
Military	12
Military Blanket Exception	20
military police	46
Military protection order	46
MLC (Master Labor Contract)	10
Nationality	22
NATO:North Atlantic Treaty Organization	11
Naturalization	25
No Fault Divorce	32
Non-commissioned officer	11
Notarized Copy	18
NVC : National Visa Center	19
OASDI : Old-Age, Survivors, and Disability Insurance	14
Officer	11
Officiant	18
Paternity Acknowledgement	29
Pay grade	11
Pension	13
Petition-Marriage	32
Physical Custody	32
Residence Card	9
Response	32
Retired	10 12
Security Treaty Between the United States and Japan	9

索引

Selective Service System : SSS									30	
Senior high school									30	
Share of Child Support									38	
Social Security									7	
Social Security Benefit									14	
Social Security Number (SSN)	6	7	18	26	27	32			38	
Sole Custody									37	
Spousal Benefits									14	
Spousal Support									35	
Spouse Visa									19	
Spouse : SP									12	
SOFA (Status of Forces Agreement)							8	9	10	24
Substantial Tie										34
Summons										32
Taking Parent:TP										41
Temporary Order										32
Torii Communication Station										11
USCIS : United States Citizenship and Immigration Service								18	19	20
Visitation and Communication									38	39
Warrant Officer										11

参考文献等

- 「国際結婚・離婚ハンドブック－日本で暮らすために知っておきたいこと」
国際結婚を考える会 田代 純子著（明石書店）
- 「相談員のための多文化ハンドブック＝結婚・離婚編＝」
公益財団法人 愛知県国際交流協会
- 「沖縄軍人妻の研究」 宮西 香穂里著（京都大学学術出版会）
- 沖縄県 <https://www.pref.okinawa.lg.jp>
- 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- 法務省 <http://www.moj.go.jp>
- 出入国在留管理庁 <http://www.moj.go.jp/isa>
- 総務省 <https://www.soumu.go.jp>
- 文部科学省 <https://www.mext.go.jp>
- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp>
- 在日米国大使館・領事館 <https://jp.usembassy.gov/ja/>
- 米国ビザインフォメーションサービス
https://ustraveldocs.com/jp_jp

『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』

2001年1月 初版

2004年5月 改訂

2015年2月 改訂

2016年3月 改訂

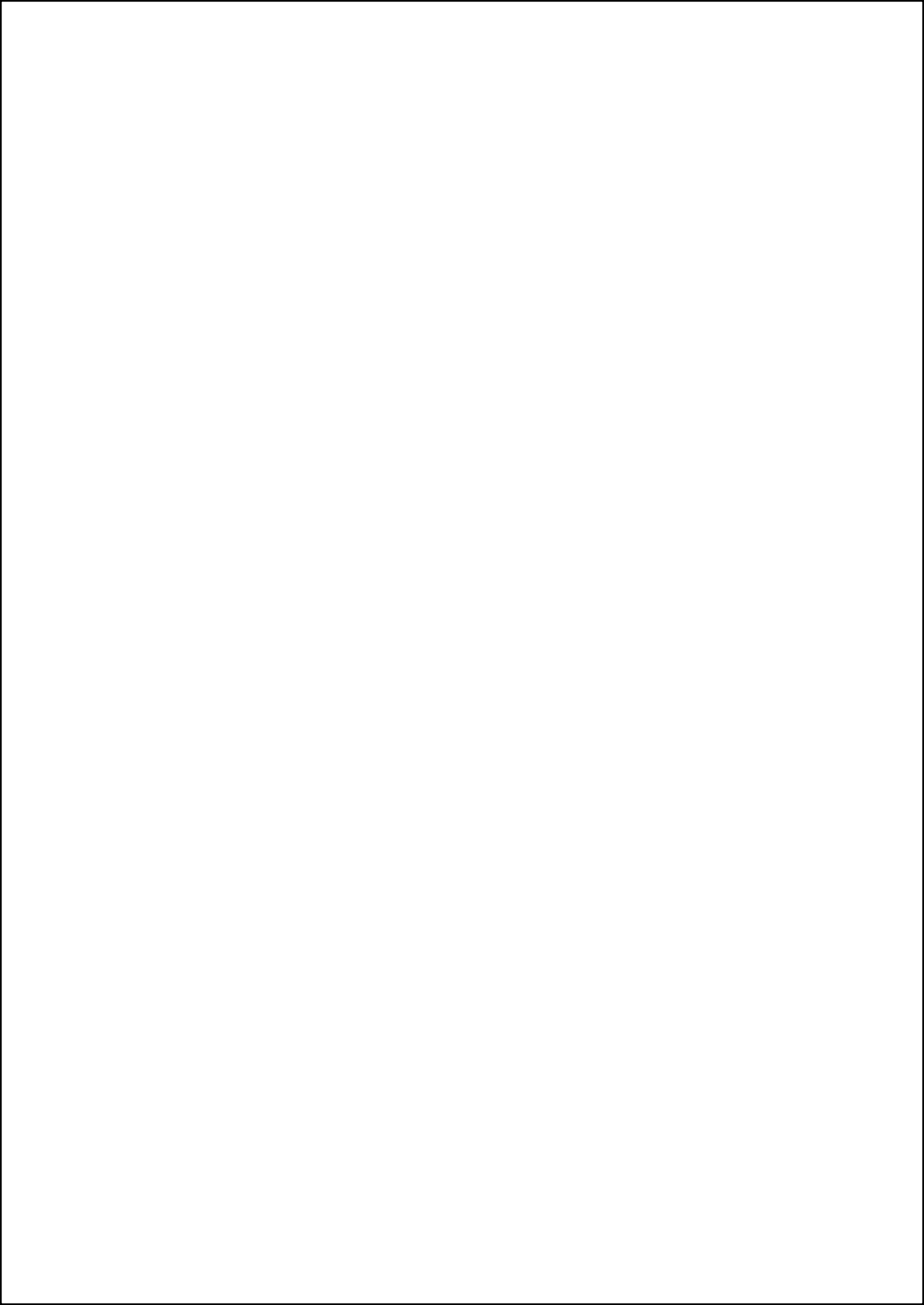
2021年2月 改訂

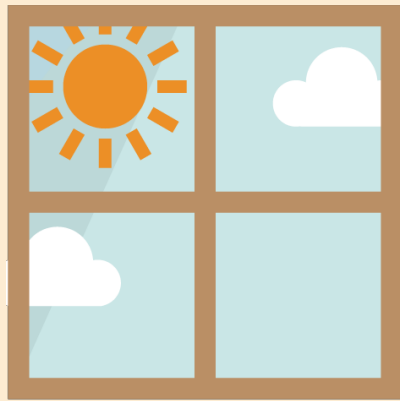
発行：沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2500 FAX 098-866-2589

編集：公益財団法人おきなわ女性財団
〒900-0036 沖縄県那覇市西3-11-1
TEL:098-868-3717 FAX 098-863-8662

編集協力：令和2年度ハンドブック改訂編集委員会
外務省領事局ハーグ条約室（6．ハーグ条約について）

監修協力：琉球大学大学院法務研究科 教授/
弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士 武田 昌則





沖縄県